第2回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

平成 24 年 11 月 14 日 (水) 14:00~ 301 委員会室

- 1 飲酒運転の現状等に関する執行部からの説明について
- 2 他県の飲酒運転防止条例について
- 3 その他

【資料】

環境生活部資料

警察本部資料

資料1-1 他県の飲酒運転防止条例について

資料1-2 他県の飲酒運転防止条例集

資料1-3 他県の飲酒運転防止条例項目比較表

資料 2 各国の飲酒運転に関する状況

資料3 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会の経過及び予定表(案)

平成24年11月14日三重県環境生活部

飲酒運転防止に向けた三重県の取組について

1 三重県交通安全県民運動・・資料1

毎年、翌年1年間の交通安全県民運動に係る実施要綱等を11月下旬を目途に作成し、交通対策協議会構成団体等を通じて県内全域に配布しています。

年間重点目標の一つとして、「飲酒運転の根絶」を定めるとともに、実施要綱には「ハンドルキーパー運動」参加の呼びかけを盛り込むなどして、県民の飲酒運転根絶意識の高揚を図っています。

2 各季における交通安全運動・・・資料2~資料5

県民の交通安全意識の高揚を図るため、毎年、年4回の交通安全運動を実施しています。

- ○春の全国交通安全運動(4月6日~4月15日)
- ○夏の交通安全県民運動(7月11日~7月20日)
- . ○秋の全国交通安全運動(9月21日~9月30日)
 - 〇年末の交通安全県民運動(12月11日~12月20日)
 - ※ 「全国交通安全運動」は、全国統一の実施期間、重点項目等のもと交通 安全活動が実施され、「交通安全県民運動」は、三重県独自に実施期間、 重点項目等を定めて交通安全活動を実施しています。

各運動の重点事項には、毎回「飲酒運転の根絶」を定め、「ハンドルキーパー運動」への参加及び運転代行業の利用促進等を呼びかけ、ポスター・チラシを作成し、交通対策協議会構成団体等を通じて県内全域に配布しています。 運動初日には、警察、関係団体等の参加による「交通安全運動出発式」等のイベントを開催し、地域住民による飲酒運転追放を盛り込んだ交通安全宣言等を実施しています。

また、県内各市町では、チラシ、啓発物品等を配布しての交通安全啓発キャンペーンを行うなど、県民の飲酒運転根絶意識の高揚を図っています。

3 三重県交通安全研修センターにおける交通安全教育

三重県運転免許センター内「三重県交通安全研修センター」スタッフが、 一般ドライバーに対する交通安全教育の一環として、飲酒体験ゴーグルを用 いた実践的な飲酒運転防止講習を随時行っています。

なお、今年度に、同センターへ新たに設置する運転シミュレータには、飲 酒運転体験機能が装備されており、これを活用して、更なる「飲酒運転の根 絶」に向けた交通安全教育の内容充実を図ります。

また、各市町の交通安全指導員等との連携を密にして、情報交換を行うなど交通安全教育の支援とレベルアップに努めています。

4 飲酒運転根絶啓発用DVDの貸出し

各警察署、民間企業等に対して、交通安全啓発用DVDの無料貸出しを随 時実施しており、飲酒運転根絶をテーマにしたものも取り扱っています。

新作DVD購入の際には、飲酒運転防止を強く訴えるものを厳選し、県民の飲酒運転根絶意識の高揚を図ります。

飲酒運転の根絶について

平成18年9月15日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定 平成19年4月26日改定

飲酒運転による死亡事故については、飲酒運転抑止に対する関係各位の取り 組みと道路交通法の改正による飲酒運転の厳罰化等により、近年、減少傾向に あったが、今年に入り増加傾向に転ずるとともに、特に、最近になって、飲酒 運転による死亡・重大事故が続発している。また、公務員の飲酒運転も頻発し ている。

このため、飲酒運転に対する国民の意識改革を進め、その根絶を図ることとし、下記の措置をとるものとする。

記

- 1 飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化
- (1) 国及び地方公共団体は、飲酒運転の根絶に向けた活動を一層強化し、次の事項について国民への周知徹底を図るものとする。
 - ① 酒気を帯びては絶対に車両等を運転してはならないこと、また、同 乗者は酒気を帯びた者に運転をさせないこと
 - ② 酒気帯び運転の禁止に違反して運転するおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならないこと

また、所属職員に対し、他の模範となるよう安全運転の指導を強化するとともに、飲酒運転に対しては同乗者を含め厳正に対処するものとする。

- (2) 自動車運送事業者等に対し、関係団体等を通じて、飲酒運転の根絶について周知徹底を図る。また、酒類を提供する飲食店等に対し、関係団体等を通じて、運転者に対する酒類の提供の自粛とともに、飲酒運転をさせない取り組みについて協力を要請する。
- (3)「飲酒運転の根絶」を平成18年秋の全国交通安全運動の運動重点とするとともに、引き続き「飲酒運転は絶対にしない、させない」という国民の意識改革を図るため、広報、啓発活動を強化するものとする。
- 2 飲酒運転に対する指導取締りの徹底等

飲酒運転に対する指導取締りを強化するとともに、同乗者、酒類の提供者に対しても徹底した責任追及を行うものとする。また、飲酒運転に対する制裁の更なる強化について検討する。

3 飲酒運転に対する車両技術開発の検討

飲酒運転防止に係る車両の技術開発状況を把握し、実用化に向けた技術 的課題の解決を図るなど、その開発方策について検討する。

4 常習飲酒運転者対策のための連携強化

アルコール依存症の者等の飲酒運転を抑止するための諸対策について、 関係行政機関及び飲酒運転対策に関係する団体との連携を強化し、その効 果的な実施を図るため、交通対策本部長の定めるところにより「常習飲酒 運転者対策推進会議」を開催する。

資料1

一重學交通安全又下一带。

一般金融 的独自约约战 组全经一

思いやりとゆずりあいで交通事故をなくす年間運動 平成24年1月1日(日)~同年12月31日(月)までの1年間

平成24年 三重県交通安全県民運動実施要綱

1.目的

この運動は、人命の尊重を基本として、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を はかり、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自 身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、悲惨な交通事故を 防止し、誰もが住みよい安全で安心な交通社会を実現しようとするものである。

2.期間

平成24年1月1日~同年12月31日までの1年間

3。スローガン

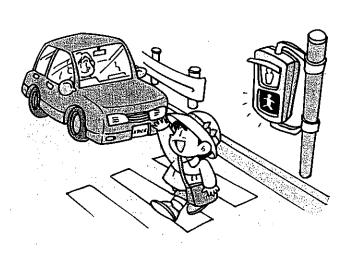
ゆずりあう 心が 三重る 道が好き ~ 安全は あなた自身の 心がけ ~

41)

三重県交通対策協議会

5.年間重点目標

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 子どもの交通事故防止
- ③ 自転車の安全利用の推進
- ④ 全ての座席のシートベルト・ チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転の根絶
- ⑥ 薄暮時の早めのライト点灯の推進
- ⑦ 反射材の普及
- ⑧ 若年運転者の交通事故防止
- ⑨ 違法・迷惑駐車の追放



6. 運動の名称。期間

期間を定めて行う運動

ア 年間運動

運動名	実施期間
思いやりとゆずりあいで交通事故をなくす年間運動	1月1日(日)~12月31日(月)

イ 各季運動等

運動 名	実施期間	その他
春の全国交通安全運動	4月 6日(金)~ 4月15日(日)	
夏の交通安全県民運動	7月11日(水)~ 7月20日(金)	女子写到《快快节
秋の全国交通安全運動	9月21日(金)~ 9月30日(日)	各季運動の実施要
年末の交通安全県民運動	12月11日(火)~12月20日(木)	網は別に定める
夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動	10月 1日(月)~12月31日(月)	

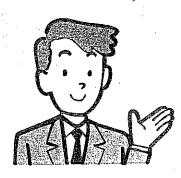
2 日を定めて行う運動

運動名	実 施 日	参考
交通事故死ゼロ を目指す日	全国交通安全運動 期間中に実施予定	記録をはじめた昭和43年以降で交通死亡事故のなかった日はないという厳しい状況から、交通安全に対する国民の意識を高めるため平成20年から設置された。
交通安全の日	毎月11日	昭和41年10月11日に「交通安全の保持に関する条例」 が制定されたことを記念して、毎月11日を「交通安全の日」 と定め、県民の交通安全思想の普及徹底を図る。
高齢者の 交通安全の日 (セーフティー・シルバー・デー)	毎月21日 (S・Sデー)	高齢社会の進展に伴い、高齢者の交通事故死者数が 高い水準で推移していることから、毎月21日を「高齢者の 交通安全の日」と定め、高齢者の交通事故防止を図る。
自転車 安全対策強化日 (セーフティー・バイシクル・デー)	1毎月 第一月曜日 (S・Bデー)	自転車が関連する交通事故を防止するため、毎月第一 月曜日を「自転車安全対策強化日」と定め、自転車の安全 利用を推進する。

7. 運動の推進方法

- (1) 推進機関・団体は、相互に連携を密にしてそれぞれの地域の特性に応じ、実情に即した具体的な推進計画を策定し、効果的な交通安全活動を展開する。
- (2) 推進機関・団体は、本運動の趣旨をそれぞれの傘下組織に周知徹底させるとともに、幅広い県民運動として展開され、県民総ぐるみの運動として盛り上がるよう努力する。

8. 運動の推進事項

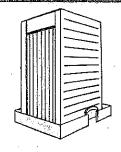


- 各季の交通安全運動、「交通安全の日」等の活動の推進
- ◎ 交通安全運動等に伴う連絡会議の開催
- ⇒職員に対する交通安全運動の趣旨の徹底
- 参各種広報媒体を活用した広報活動の推進
- ●反射材の普及促進の徹底
- 夢 パンフレッド、リーフレット、チラシ等の啓発資料の作成・配布
- 夢立て看板、ポスター、横断幕等の掲出による広報の推進
- ◎ 職員に対する交通安全教育の徹底
- ⇒ その他交通安全活動の推進

眞

- 三重県交通対策協議会の開催
- 市町に対する交通安全運動推進の協力要請と指導
- ◎ ポスター、チラシ等の作成・配布による啓発
- 参三重県交通安全研修センターにおける参加・体験・実践型交通安全 教育の推進
- ◎ 交通安全母の会等民間交通安全団体に対する指導育成
- ●広報車等による交通安全広報の推進
- ●新聞、ラジオ、テレビ等による広域的な交通安全広報の実施
- ⇒ その他交通安全活動の推進

- ●市町交通安全対策協議会等の開催
- ◎地域における交通安全運動の推進
- ◎ 広報紙等による交通安全に関する啓発
- ポスター、チラシ、横断幕等による啓発
- 広報車等による交通安全広報の推進
- ●有線放送等による交通安全広報の実施
- 各種交通安全教育の推進
- 安全施設、通学路等の点検整備
- ⇒ その他交通安全活動の推進

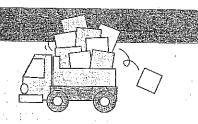


警 耍

- 飲酒運転や最高速度違反など重大事故に直結する悪質・危険な違反やシートベルト・チャイルドシート非着用違反を重点とした指導取締りの強化
- ❷ 違法駐車、整備不良等の迷惑性の高い違反の指導取締り
- ❷ 幼児、児童、高齢者等の対象に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の啓発活動
- 運転者教育の推進
- 安全運転管理者、地域交通安全活動推進委員の活動促進
- 交通事故分析資料及び道路交通情報の提供
- ②安全で快適な交通環境の整備
- その他交通安全活動の推進



- ② 不正改造、無車検・無保険、無許可営業車両の指導取締り
- ●自動車運送業者等に対する運行及び労務管理の指導
- その他交通安全活動の推進



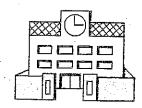
道路管理者(国中県・市や町)

- 道路の整備、障害物の除去等道路交通環 境の整備・充実
- ⇒ 交通安全施設の点検・整備
- ⇒ 道路標識・標示の点検・整備と視認性の確保
- ⇒ 道路情報の提供
- ●道路パトロールの実施
- ⇒ その他交通安全活動の推進



教育関係機関・団体(高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園

- 幼児、児童、生徒に対する交通安全教育の徹底
- 登下校園)時における街頭指導の充実
- ⇒ 教職員に対する交通安全運動の周知徹底
- 広報紙、機関紙、連絡票等による児童・生徒・保護者に対する広報活動の推進
- その他交通安全活動の推進



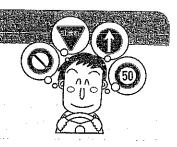
- ⇒ 幼児、子ども、高齢者に対する交通安全教育の推進
- 各季の安全運動を中心とした街頭指導活動の推進
- 交通安全に関する各種イベント等の開催及び支援
- ・
 参 ハンドルキーパー運動の推進
- 夢 反射材の普及促進
- ●改正道路交通法等、交通関係法令の普及促進
- テレビ、ラジオ等各種広報媒体を活用した交通 安全広報の実施
- ●二輪車、自転車の事故防止対策の推進
- その他交通安全活動推進 センターとしての

諸活動の推進



指言言可信珍容可能会

- 教習生、高齢者講習受講者等に対する安全運転教育の徹底
- 地域における交通安全教育センターとしての交通安全教育活動の徹底
- 参教習所の一日開放などによる広報・啓発活動の推進
- その他交通安全活動の推進



安全運転管理協議会・言家語言動車協会

- 事業所及び自家用自動車ユーザーに対する各種講習会、研修会等の開催の促進
- 事業所及び自家用自動車ユーザーに対する交通安全指導の強化
- 事業所及び自家用自動車ユーザーにおける安全運転管理の徹底
- 事業所及び自家用自動車ユーザーにおける全ての座席のシートベルト 着用指導の促進
- 事業所における若年運転者対策の推進
- 機関紙等による広報の実施
- その他交通安全活動の推進



Wileselone

- 登下校時を中心とした街頭指導の実施
- 各種会合の場を利用した講習会・研修会の開催
- 母と子の交通安全教室の開催
- その他交通安全活動の推進



、ス・トラック・ダンプカー協会等自動車関係機関・団体

- 自動車運送業者等に対する運行及び労務管理の指導
- 自動車の点検整備の励行指導
- 過積載、過労運転防止対策の推進
- ●講習会、研修会等の開催と運転者適性診断の実施
- ❷ 営業所、ターミナル等へのポスター、立て看板等の掲出と交通安全広報の推進
- 累積点数通知制度による交通違反・事故防止の推進
- その他交通安全活動の推進



民一人ひとりの推進事項

- ❷ 危険な場所での横断はやめ、遠回りでも横断歩道を利用する。
- ֎ 信号表示を確実に守る。
- ❷ 薄暮、夜間の外出時は、明るい服装に努め、反射材を着用し、懐中電灯を携行する。
- 道路へ急に飛び出さない。

- 自転車も車両であることを忘れず、自転車安全利用5則を守る。
- ⊗ ハンドル、ブレーキ、ライト等常に点検整備し、夜間は反射材を着用する。
- ∰ 携帯電話を手で持って通話したり、ディスプレイの画像を注視して、自転車を運転することは、絶対にしない。

自転車安全利用5則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- ❸ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

② 安全ルールを守る

- ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ○夜間は、ライトを点灯
- ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 6 子どもはヘルメットを着用

- の会会を表示である。
- シートベルトは、必ず着用するとともに、全ての同乗者にも着用させる。
- 幼児を乗せる時は、チャイルドシートを着用する。
- ⇒安全速度を守る。
- 交差点での信号遵守と一時停止、徐行等を必ず行い安全確認をする。
- 歩行者、自転車の側方通過時は、速度を落として十分な間隔を保つ。
- 薄暮時は、早めにライトを点灯する。





ハンドルキーパー達動の接進

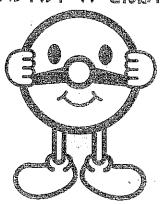
酒を飲まない人 (ハンドルキーパー) が大事な自動車のハンドルを握り (キープし)、飲酒運転を防ぐことによって、人の貴い命を守り (キープし)ましょう。

海郊的斯岩湖等動物

○仲間と自動車で飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て、お酒を飲まない人 (ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動

- ○**交通関係機関団体の皆様へ・・・**ハンドルキーパー運動の参加を呼びかけましょう。
- ○酒類を提供するお店の方へ・・・
 - ・お客様が、車で来店されたかどうかご確認ください。
 - ・その時に、どなたがお車を運転するのか (ハンドルキーパー) を ご確認ください。
 - ・お車を運転する方 (ハンドルキーパー) には、アルコール類を提供しないでください。
 - ・お車を運転する方 (ハンドルキーパー) には、目印となるものを お渡しするか、目印となるものを席に置いてください。
 - ・お客様が運転代行等を依頼して帰られる時は、その確認ができるまでお車のキーをお預かりください。

今日の パンドルキーパーさんは?



交通安全"見える。見せる" キャンペーンの推進

①ドライバーは、こまめなライトの切り替え

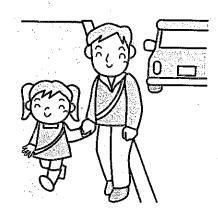
夜間のライトは上向きが基本です。ライトを上向きにすることによって、夜間の歩行者や自転車を早期に発見できることから、上向き・下向きを、こまめに切り替えて事故防止に努めましょう。

②夕暮れ時の早めのライト点灯

日没時間帯は周囲の状況が見えにくくなります。 車も自 転車も早めにライトを点灯して自分の存在を周囲に知らせま しょう。

③歩行者、自転車利用者は反射材を着用

明るい服装に反射材を身につけて、自分の存在を早く車に知らせましょう。



推進機関・団体

- 三重県
- 三重県警察
- 三重県教育委員会

市町

- 市町教育委員会
- 三重県交通安全協会
- 三重県自家用自動車協会
- 三重県安全運転管理協議会
- 三重県トラック協会
- 三重県ダンプカー協会
- 三重県旅客自動車協会
- 三重県自動車整備振興会
- 三重県指定自動車教習所協会
- 三重県老人クラブ連合会
- 三重県バス協会
- 国十交诵省中部運輸局三重運輸支局
- 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 三重労働局
- 軽自動車検査協会三重事務所
- 中日本高速道路株式会社桑名保全・サービスセンター
- 中日本高速道路株式会社津保全・ザービスセンター
- 三重県高速道路交通安全協議会
- 自動車事故対策機構三重支所
- 自動車安全運転センター三重県事務所
- 三重県市長会
- 三重県町村会
- 三重県自治会連合会
- 三重県商工会議所連合会
- 三重県石油業協同組合
- 一重県農業共済組合連合会
- 全国道路標識標示業協会三重県協会
- 三重県建設業協会
- 津銀行協会
- 四日市銀行協会
- 三重交通
- 三岐鉄道
- 近畿日本鉄道㈱名古屋輸送統括部運輸部
- 近畿日本鉄道㈱大阪輸送統括部運輸部
- 東海旅客鉄道株式会社三重支店
- **西日本旅客鉄道株式会社亀山鉄道部**
- 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 伊勢鉄道

- 三重県生命保険協会
- 三重県交通共済協同組合
- 三重県二輪車安全普及協会
- 郵便事業株式会社東海支社
- 郵便局株式会社東海支社
- 日本たばこ産業津営業所
- 三重県商工会連合会
- 三重県食品衛生協会
- 三重県生活衛生同業組合連合会
- 三重県木材組合連合会
- 日本赤十字社三重県支部
- 三重県医師会
- 三重県歯科医師会
- 三重県自転車軽自動車商業協同組合
- 三重県印刷工業組合
- 日本青年会議所三重ブロック協議会
- 三重県消防協会
- 三重県自動車会議所
- 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 三重県自動車販売協会
- 三重県軽自動車協会
- 日本自動車連盟(JAF)三重支部
- 三重県中古自動車販売協会
- 三重県PTA連合会
- 三重県高等学校PTA連合会
- · 三重県公民館連絡協議会
- 三重県子ども会連合会
- 日本ボーイスカウト三重連盟
- ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 三重県青年団協議会
- 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 三重県国公立幼稚園長会
- 三重県私立保育連盟
- 三重県小学校長会
- 三重県中学校長会
- 三重県高等学校長会
- 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 三重県道路協会
- 三重県砂利協同組合連合会
- 三重県砕石工業組合
- 三重県社会福祉協議会
- 三重県母子寡婦福祉連合会
- 三重県身体障害者福祉連合会
- 三重県私学総連合会

- 三重県農業協同組合中央会
- 三重県信用農業協同組合連合会
- 全国農業協同組合連合会三重県本部
- 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
- 三重県厚生農業協同組合連合会
- 三重県新生活運動推進協議会
- 日本海洋少年団三重県連盟
- 三重県建築士会
- 三重弁護士会
- 三重県人権擁護委員連合会
- 三重県交通安全母の会連合会
- 三重県観光連盟
- 三重県警備業協会
- 三重県交通遺児を励ます会
- 三重県電気工事業工業組合
- 伊勢新聞社
- 産経新聞社津支局
- 中日新聞三重総局
- 共同通信津支局
- 時事通信津支局
- 中部経済新聞三重支社
- 朝日新聞津支局
- 毎日新聞津支局
- 読売新聞津支局
- 日本経済新聞津支局
- 日刊工業新聞三重支局
- 三重報道クラブ
- NHK津放送局
- CBC三重支社
- 東海テレビ三重支局
- 東海ラジオ三重支局
- 三重テレビ放送
- 名古屋テレビ(メーテレ)三重支社
- 中京テレビ三重支局
- 三重エフエム放送
- (以上123推進機関·団体 順不同)

三重県交通対策協議会

事務局: 三重県生活・文化部 交通安全・消費生活室 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL 059-224-2410 FAX 059-228-4907



台の交通事故防止

平成24年4月6日(金)~15日(日)

列金国交通

4月10日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

全ての座席のシートベルトと マイルドシートの正しい着用の徹底

《内閣府

三重県交通対策協議会 13

子どもと高齢者の 交通事故防止

交通事故死者数の約半数が高齢者です。 横断歩道を渡るときは右左の安全を確認し、 タ方からの外出は、反射材用品等や明るい 目立つ色の衣服を着用しましょう。

安全確認、右、左、右!



自転車の安全利用の推進

自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用

白転車型準事故件数 に増加





んなでする を関ルール

死亡事故率

4月10日(火)は 角事故死

目指す日です

みんなで防ぐ 交通事故



飲酒運転は 犯罪です!

飲酒運転の根絶

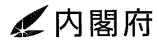
飲酒運転では、死亡事故率が跳ね上がります。 少しのアルコールでも脳は麻痺状態! 飲んだら絶対に運転してはいけません。

※3 死亡事故率=-死亡事故件数÷交通事故件数×100 数海なしたの比較(平成23年中)

トベルト着用率

シートベルトとチャイルドシートの 正しい着用の徹底

一般道路における後部座席のシート ベルト着用率は、いまだ約33%に止まっ ています。自動車に「安全な座席」な どありません。一人ひとりの意識を変 えて、全席で着用を!

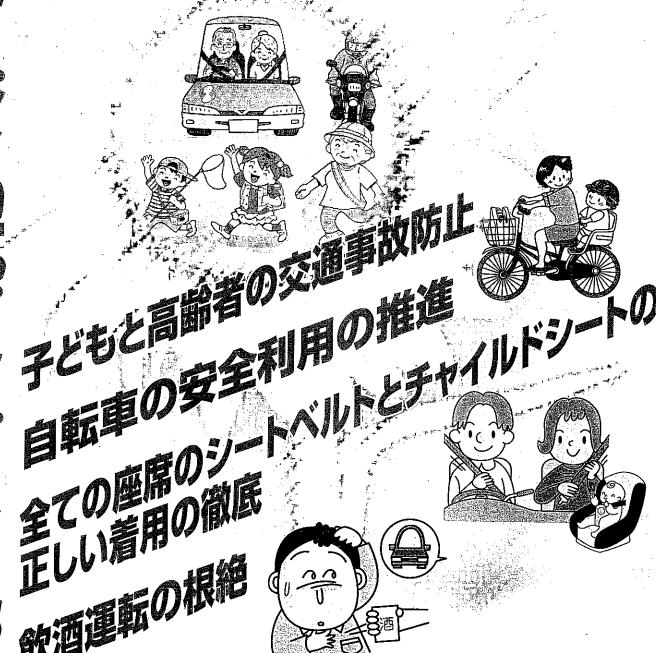


三重県交通対策協議会 14



7月11日(水)-20日金

資料3



三重県交通安全スローガン

ゆずりあう 心が三重る 道が昭き

~安全は あなた自身の 心がけ~

三重県交通対策協議会 15

運動の重点

11 子どもと高齢者の交通事故防止

夏休み期間中は、屋外で遊ぶ子どもや日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者が増加し、子どもや高齢者の交通事故の増加が懸念されます。子どもと高齢者の交通安全意識を高めるとともに、一般の運転者や交通の場に参加する人に、子どもと高齢者に対する保護意識を浸透させ、交通事故を防止しましょう。

「交通安全の日」毎月11日 県民の交通安全思想の普及徹底を図る日

セーフティー・シルバー・デー(S・Sデー)

「高齢者の交通安全の日」毎月21日 高齢者の交通事故防止を重点的に取り組む日



2 自転車の安全利用の推進

自転車は、「車両」であることを認識し、正しい 交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけて 安全に利用しましょう。

「セーフティー・バイシクル・デー(S・Bデー) 自転車安全対策強化日」毎月第一月曜日

自転車の安全利用を推進し、自転車の 交通事故防止を重点的に取り組む日

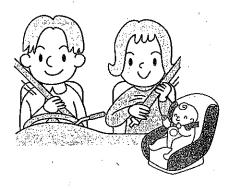
自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ○夜間は、ライトを点灯
 - ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



日全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

万が一、事故に遭ったときに被害を軽減させるため、車に乗ったときは、全ての 座席でシートベルトを着用しましょう。また、乳幼児を乗せるときは、チャイルドシートを着用させてください。全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用 が義務化されています。



召飲酒運転の根絶

飲酒運転をしたドライバーはもちろんのこと、飲酒運転をする恐れのある人にお酒を飲ませた人、車を貸した人、あるいは運転手がお酒を飲んでいることを知りながら運転を依頼・要求して同乗した人も処罰されます。

また、飲酒運転は、交通事故を起こした場合、「ひき逃げ」などの異常心理を招きます。社会全体で飲酒運転を根絶しましょう。





○やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て、飲まない人を決め、 その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動

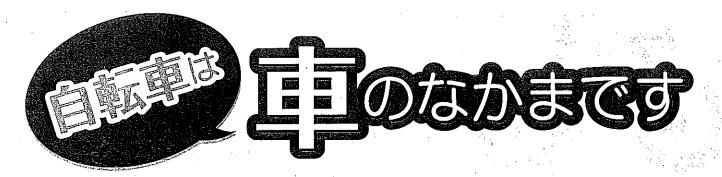
三重県交通安全スローガン

ゆずりあう 心が三重る 道が好き

~安全は あなた自身の 心がけ~ 16

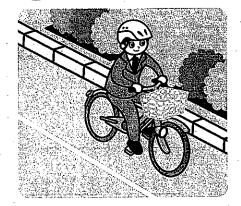


事務局 〒514-8570 三重県環境生活部 交通安全·消費生活課 TEL059-224-2410 FAX059-228-4907

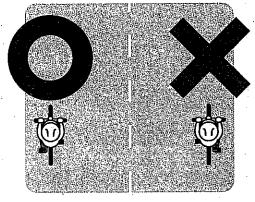


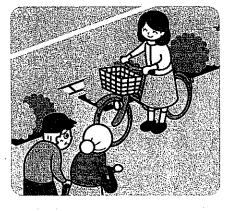
FISTELL & GELLA

車道が原則、



車道は左側を通行





安全ルールを守る

飲酒運転、二人乗り、並進の禁止



夜間はライトを点灯

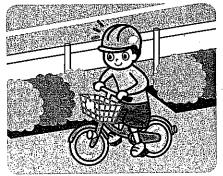


交差点での一時停止と安全確認



信号遵守





※安全のため、自転車に乗る全ての方に ヘルメットの着用をお勧めします。

9月30E(E)(E

交通事故死ゼロを目指す日」



人内閣府 18

各季交通安全運動の重点等一覧表

年末の交通安全県民運動	○飲酒運転の根給 ○南齢者の交通事故防止 ○後部廃席を含むシート、ルとチャイルト・シートの正しい着用の徹底	〇飲酒運転の极絶 〇高齢者の交通事故防止 〇後部座席を含むデトバルとチナイルドシートの正しい着用の徹底	○高齢者の交通事故防止 ○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 の正しい着用の徹底	○高齢者の交通事故防止 ○全ての座席のシャ、ルとチャイルト シート の正しい着用の徹底 ○飲清運転の視絶	○高齢者の交通事故的止 ○全ての座席のシーパールとチャイルドシート の正しい着用の徹底 ○欽酒運転の根絶	○子どもと高齢者の交通事故防止 (特に、夕暮れ時と夜間の歩行中・ 自転車乗用中の交通安全対策の推進) ○全ての座席のシートバルトとチャイルドシート の正しい着用の徹底	○子どもと高齢者の交通事故防止 (特に、夕暮れ時と夜間の歩行中・ 自転車乗用中の交通安全対策の推進) ○全ての座席のシートバルトとチャイルドシート の正しい着用の徹底
秋の全国交通安全運動	○高齢者の交通事故防止 ○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の ○6 交通事故防止(特に子どもと高齢者を中心) ○6 ○後部座席を含むシーバ・ルとチャイルド・シーの正しい トの 着用の徹底	○高齢者の交通事故防止(基本) ○飲酒運転の根絶 ○分離れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の 交通事故防止 ○後部座席を含むデート、ルとチャイル・デーの正し い着用の徹底	● 並め防止 (基本) 一M Mと行動ドシーや正しい の 間の歩行中・自転車乗用中の C 6	○高齢者の交通事故防止(基本) ○夕春れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交 ○会 通事故防止 ○全ての座席のシト、ルとチャイルト、シトの正しい ○参 着用の徹底	○高齢者の交通事故防止(基本) ○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の ○全 交通事故防止 ○全ての密席のデトバ・計とチャイルト、デトの正しい ○飲 常用の徹底	の交通事故防止 (基本) の歩行中・自転車乗用中の 時に、反射材用品等の着用 直前服灯の点灯の徹底) ドバルと弁体ドシトの正しい	○子どもと高齢者の交通事故防止(基本) ○子どもと高齢者の交通事故防止(特に、 ○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の (特に、 交通事故防止(特に、反射村用品等の着用 自転車乗 の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底) ○全て ○全ての座席のシーバ・外とチャイルト・シ-トの正しい の正 着用の徹底 ○定で
夏の交通安全県民運動	〇高齢者の交通事故防止 〇飲酒運転の追放 〇シートバルト・チイイルドシートの正しい着用の徹底	〇子どもと高齢者の交通事故防止 〇飲酒運転の根絶 〇後部庭席を含むシートバルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	○子どもと高齢者の交通事故防止 ○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正し い着用の徹底 ○飲酒運転の促絶 ○自転車の安全利用の推進	〇子どもと高齢者の交通事故防止 〇シートン・トルの正しい着用の徹底 〇飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶	○子どもと高齢者の交通事故防止 ○全ての座席のテトバルとチャイオル゙シートの正しい着用の徹底 い着用の徹底 ○自転車の安全利用の推進	○子どもと高齢者の交通事故防止 (特に、歩行者・自転車利用者の交通安全 対策の推進) ○全ての廃席のシートバルトとチャイルドシートの正し い着用の徹底	○子どもと高齢者の交通事故防止 ○自転車の安全利用の推進 ○全ての座席のシートバルトとチャイルドシートの正し い着用の徹底 ○飲酒運転の根絶
春の全国交通安全運動	〇子どもと高齢者の交通事故防止 〇白転車の安全利用の推進 〇シートバルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 〇飲酒運転の追放	〇子どもと高齢者の交通事故防止(基本) 〇飲酒運転の根約 〇自転車の安全利用の推進 〇後部座席を含むゲード、肝とチャイルド シートの正しい着用の徹底	○子どもと高齢者の交通事故防止(基本) ○全ての整席のシーハ・ルとチャイルト・シート の正しい着用の徹底 ○自転車の安全利用の推進 ○欽酒運転の根絶	〇子どもと高齢者の交通事故防止(基本) 〇全ての庭席のシートバルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 〇自転車の安全利用の推進 〇飲酒運転の根絶	○子どもと高齢者の交通事故的止(基本) ○全ての座席のシトバルとチャイルドシートの正しい着用の徹底 い着用の徹底 ○自転車の安全利用の推進 ○飲酒運転の根絶	○子どもと高齢者の交通事故防止(基本) ○自転車の安全利用の推進(特に、自転車 安全利用五則の周知徹底) ○全ての座席のシトバルとチャイルドシ-トの正し い着用の徹底 ○欽暗運転の根絶	○子どもと高齢者の交通事故防止(基本) ○自転車の安全利用の推進(特に、自転車 安全利用五則の周知徹底) ○全ての座席のシトバトとチナイルドシトの正し い着用の徹底
因	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年

平成24年11月14日 三重県警察本部

飲酒運転関係の交通事故情勢及び根絶対策について

1 交通事故情勢(H24.10末:概数)

区分	総事故	人身事故		وراد بلد سال مط	死亡事故			物損事故
	心中以	·	うち飲酒	負傷者数		うち飲酒	死者数	彻识争収
平成23年	62, 436	10, 420	66	13, 813	89	6	95	52, 016
平成24年10月末	52, 204	8, 297	57	10, 921	68	4	70	43, 907

2 飲酒事故等の推移 ………… 資料1

(1) 飲酒事故

飲酒運転が絡む交通死亡事故件数は、平成12年に42件であったものが、平成23年に は6件と7分の1に減少

(2) 検挙件数

飲酒運転の検挙件数は、平成13年に約4,700件であったものが、平成23年には約600件と8分の1に減少

(3) 自動車運転代行業 (H14.6.1施行)

平成14年と比較すると、平成23年には2.6倍の78業者に増加し、役務提供回数については約16倍の196,480回に増加

3 飲酒運転根絶対策

飲酒運転は、極めて悪質な故意犯であり、各種対策を講じているところであるが、依然として後を絶たないことから、重点課題として対策に取り組んでいる。

- 飲酒運転を最重点罪種とした交通指導取締りの実施
- 飲酒運転根絶に向けた広報・啓発
 - O 飲酒運転の危険性を周知するための交通安全教育 「飲酒体験ゴーグル」を活用した酒酔い状態の疑似体験による参加・体験・実践型 の交通安全教育の推進
 - O ハンドルキーパー運動の推進〜H24.9 現在 推進店299店、事業所338事業所 ハンドルキーパー運動の自主的な活動を促進させるため、ハンドルキーパー運動 推進店及び事業所の指定等の推進
- 4 関係法令の改正等 ………… 資料2、3
 - **酒酔い運転** 罰 則(H19.9.19錠):5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

行政処分(H21.6.1 改正) : 35点 (3年の熱報)

■ **酒気帯び運転** 罰 則(H19.9.19版): 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分(H21.6.1) : 呼気 1 以中0.25 mg以上 25点 (2年の辯順) 呼気 1 以中0.15 mg以上 13点 (90日の結構)

■ 飲酒運転周辺者3罪(H19.9.19施行)

① 車両等の提供禁止

罰則:運転者が酒酔い運転の場合…5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 運転者が酒気帯び運転の場合…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

② 酒類の提供禁止

罰則:運転者が酒酔い運転の場合…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 運転者が酒気帯び運転の場合…2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

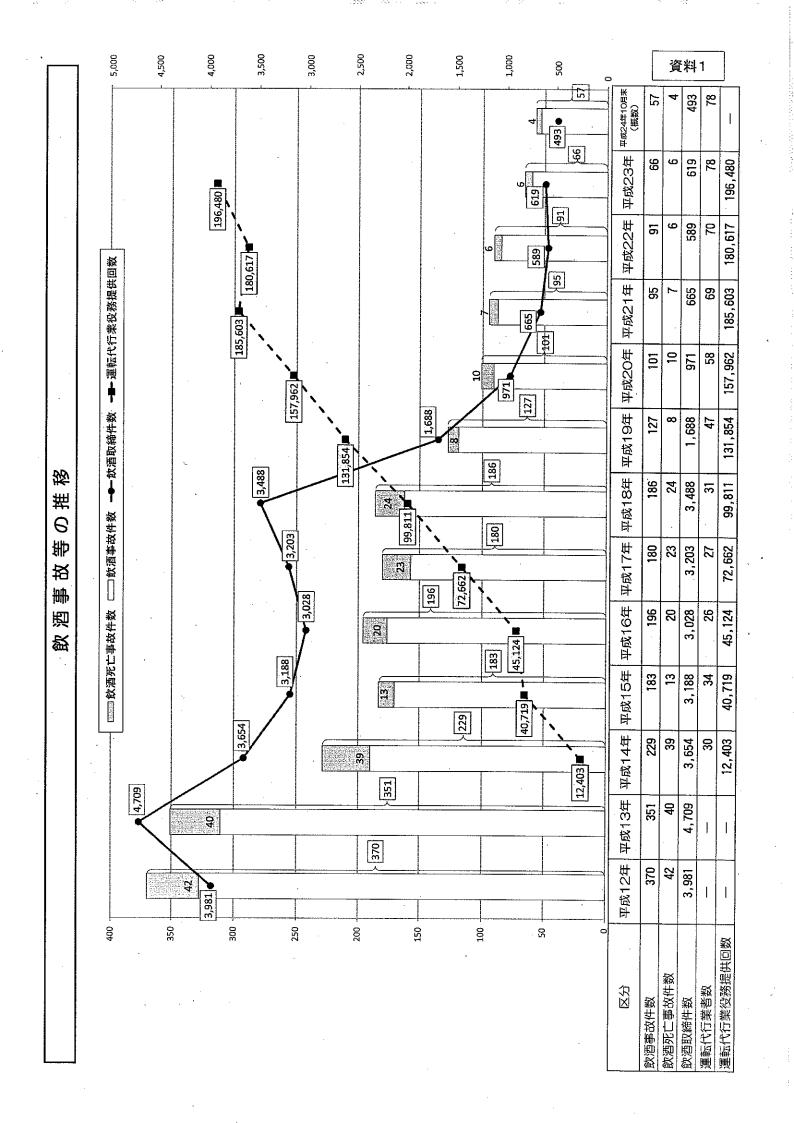
③ 同乗の禁止

罰則:運転者が酒酔いの状態にあることを知りながら、酒酔い運転の車両に同乗 した場合…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 上記以外の場合…2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

■ 危険運転致死傷罪(H13.12.25施行)

罰則:人を負傷させた場合、15年以下の懲役

人を死亡させた場合、1年以上の有期懲役



飲酒運転関係法令

酒気帯び運転等の禁止

■ 酒気帯び運転の禁止(道路交通法第65条第1項)

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

【罰 則】~平成19年9月19日改正

酒酔い運転 … 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 … 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【違反点】~平成21年6月1日改正

酒酔い運転 … 35点

酒気帯び運転 … ①呼気1%中0.25mg以上又は

血中1 % % 中0.5mg以上

②呼気1/%中0.15mg以上又は],

血中1¹,以中0.25mg以上

13点

25点

■ 飲酒運転周辺者3罪(平成19年9月19日施行)

① 車両等の提供禁止(道路交通法第65条第2項)

何人も、酒気を帯びている者で、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれのある者に、車両等を提供してはならない。

【罰則】

運転者が酒酔い運転の場合 … 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 運転者が酒気帯び運転の場合 … 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

② 酒類の提供禁止(道路交通法第65条第3項)

何人も、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれのある者に、酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならない。

【罰則】

運転者が酒酔い運転の場合 … 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金運転者が酒気帯び運転の場合 … 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

③ 同乗の禁止(道路交通法第65条第4項~抜粋)

何人も、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して事故を運送することを要求し、又は依頼して、車両に同乗してはならない。

- ※ 除外 ①トロリーバス
 - ②タクシーやバスなど、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車
 - ③代行運転自動車

【罰則】

運転者が酒酔いの状態にあることを知りながら、酒酔い運転の車両に同乗した場合 … 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 上記以外の場合 … 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

飲酒運転などに対する警察官の危険防止の措置

■ 停止命令等(道路交通法第67条第1項~抜粋)

警察官は、車両等の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転をしていると認めるときは、当該 車両等を停止させ、及び当該運転者に対し運転免許証の提示を求めることができる。

【罰 則】

停止命令に従わなかった者 … 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■ 呼気検査(道路交通法第67条第3項~抜粋)

車両等の乗車し、又は乗車しようとしている者が、酒気帯び運転等をするおそれがあると認められるときは、警察官は、その者が身体に保有しているアルコールの程度について政令で定めるところにより、その者の呼気を検査することができる。

※政令(道路交通法施行令第26条の2の2)

検査を受ける者にその呼気を風船に吹き込ませることによりこれを採取して行う。

【罰 則】 ~平成19年9月19日改正

呼気検査を拒否・妨害した者 … 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

■ 危険防止の応急措置(道路交通法第67条第4項~抜粋)

車両等の運転者が、酒気帯び運転等をするおそれがあると認められるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転はしてはならないと指示するなど道路における交通の危険を防止するために必要な応急の措置をとることができる。

危険運転致死傷罪

■ 危険運転致死傷罪(刑法第208条の2第1項前段)

アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させる行為

【罰則】

人を負傷させた場合、15年以下の懲役 人を死亡させた場合、1年以上の有期懲役

飲酒運転に係る罰則の経緯

現行 酒酔い運転 罰則 :5年以下の懲役または100万円以下の罰金

行政処分 : 35点 (3年の免許取消)

酒気帯び運転 罰則 : 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

行政処分 : 呼気 1 % 中0.25 mg以上 25点 (2年の免許取消) : 呼気 1 % 中0.15 mg以上 13点 (90日の免許停止)

■ 飲酒運転の罰則の経緯

■ 飲料運転の割削の経緯 改正年月日	
(施行日で記載)	
昭和35年12月20日 道路交通法施行	◎ 罰則:酒酔い運転のみが対象 6月以下の懲役または5万円以下の罰金
昭和39年9月1日	◎ 罰則強化: 酒酔い運転の懲役刑を強化 1年以下の懲役または5万円以下の罰金
e	◎ 酒酔い運転に行政処分点数を付加 9点(60日の免許停止)
昭和44年10月1日	◎ 酒気帯び運転の新設と行政処分点数の付加 6点(30日の免許停止)
行政処分の点数制度の施行	◎ 政令数値 呼気中0.25mg/l以上 血液中0.5mg/ml以上
	◎ 罰則強化 酒酔い運転の懲役刑を強化 2年以下の懲役または5万円以下の罰金
昭和45年8月20日	◎ 酒酔い運転に行政処分点数を強化12点(90日の免許停止)
	◎ 罰則:酒気帯び運転に罰則付加 3月以下の懲役または3万円以下の罰金
	◎ 検知拒否の新設と罰則付加 5万円以下の罰金
昭和53年12月1日	◎ 酒酔い運転に行政処分点数を強化 15点(1年の免許取消)
昭和62年4月1日	◎ 罰則強化 酒酔い運転の罰金刑を強化 2年以下の懲役または10万円以下の罰金
	酒気帯び運転の罰金刑を強化 3月以下の懲役または5万円以下の罰金
998100000	◎ 酒酔い運転の厳罰化 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
·	行政処分点数の強化 25点(2年 の免許取消)
平成14年6月1日	◎ 酒気帯び運転の厳罰化 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
	政令数値の引き下げと行政処分点数の強化 呼気中0.25mg/l以上 血液中0.5mg/ml以上 13点(90日の免許停止)
	呼気中0.15mg/l以上 血液中0.3mg/ml以上 6点(30日の免許停止)
平成16年11月1日	◎ 検知拒否の罰則強化 30万円以下の罰金

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	万円以下の罰金
◎ 酒気帯び運転の厳罰化 3年以下の懲役または502	万円以下の罰金
◎ 検知拒否の罰則強化3月以下の懲役または502	
◎ 飲酒周辺者3罪の新設	
一	<u> </u>
5年以下の	懲役または100万円以下の罰金
車両提供罪 酒気帯び道	
3年以下の	懲役または50万円以下の罰金
平成19年9月19日 酒酔い運輸	ቯ:
	懲役または50万円以下の罰金
	懲役または30万円以下の罰金
酒酔い運輸	·
	懲役または50万円以下の罰金
	_ 11 -
	懲役または30万円以下の罰金 雪酔いと知りながら同乗すれば
	3年パミカリなから向来すれば 懲役または50万円以下の罰金
	:思い同乗し、結果酒酔いの場合
	懲役または30万円以下の罰金
◎ 酒酔い運転の厳罰化	,
行政処分点数の強化	
35点(3年の免許取消)	
◎ 酒気帯び運転の厳罰化	
平成21年6月1日 行政処分点数の強化	
	1液中0.5mg/m2以上
25点(2年の免許取消)	
	l液中0.3mg/mQ以上
13点(90日の免許停止)	

他県の飲酒運転防止条例について

- 1. 他県の飲酒運転防止条例一覧
- 2. 他県の飲酒運転防止条例の大まかな構成
- 3. 飲酒運転防止条例の大まかな構成
- 4. 他県の飲酒運転防止条例における項目一覧

1. 他県の飲酒運転防止条例一覧

県	条例名	施行日
大分県	大分県飲酒運転根絶に関する条例	H19.7.31
宮城県	宮城県飲酒運転根絶に関する条例	H20. 1. 1
山形県	山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例	Н20. 3. 21
沖縄県	沖縄県飲酒運転根絶条例	H21.10.1
福岡県	福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例	H24. 4. 1 H24. 9. 21

備考:すべて議員提出条例

2. 他県の飲酒運転防止条例の大まかな構成

- 大分県・・・P10
- 宮城県・・・P11
- ・山形県・・・P12
- 沖縄県・・・P13
- 福岡県・・・P14

3. 飲酒運転防止条例の大まかな構成

※「4. 他県の飲酒運転防止条例における項目一覧」のゴシック体項目参考 【目的】 飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現 【定義】 飲酒運転の定義 【県の責務】 総合的な施策の策定及び実施 【公職者の 率先垂範】 【市町村の役割、責務】 県と市町村との連携 総 【県民の責務】 論 責 飲酒運転防止の取組への協力 務 規 【事業者の責務】 定 飲酒運転防止のために必要な措置 事業者の責務 特定事業者の責務 【特定事業者の責務】 飲食店業者の責務 酒類販売業者の責務 駐車場所有者の責務 【基本方針】 個 【個別規定】 各 別 ・知識の普及 規 • 再発防止措置 •相談、支援 情報提供 論 ・運動の日 定 • 表彰 【委任規定】

4. 他県の飲酒運転防止条例における項目一覧

-			_			*	ゴシック(本: 3 県以	上の項目
				項目	大分	宮城	山形	沖縄	福岡
				前文	-	0			0
,				目的	§ 1	§ 1	§ 1	§ 1	§ 1
				定義	§ 2	§ 2	§ 2	§ 2	§ 2
	.	ſ		県の責務	§ 3	§ 3	§ 3	§ 3	§ 4
				市町村の責務・役割	§ 3	§ 3	§ 7	§ 3	§ 5
総		•		公職者の率先垂範			§ 4	§ 4	§ 3
論	責			県民の責務・役割	§ 4	§ 4	§ 5	§ 5	§ 7
	務力規制	事		事業者の責務・役割	§ 5	§ 5	§ 6	§ 6	§ 16
	定	業	特定	飲食店業者の責務	§ 5	\$6	§ 9	§ 7	§ 18
	:	者の	特定事業者の責務	酒類販売者の責務	§ 5		§ 9	•	§ 22
		責 務	の青	駐車場所有者の責務		§ 7	§ 9	§ 8	§ 23
		(務し	運送事業者の責務			§ 9		§ 24
	(基本方針	§ 3	§ 8		§ 9	§ 26, 27
				知識の普及	§ 3	§ 9	§ 8	§ 10	§ 27
				再発防止措置		§ 10	§ 10	§ 11	※次頁参照
				相談、支援	· §6	§ 14	§ 11	§ 12	§ 34
各	個別			情報提供	§ 7	§ 11	§ 8, 11	§ 13, 16	§ 4, 11, 16, 17, 30, 34
論		規		体制整備	§ 3	§ 3		§ 15	§ 27
DHA	定			運動の日	§ 8	§ 12		§ 14	§ 33
				表彰	§ 9	§ 16			§ 32
				推進委員		§ 13			-
				重点区域		§ 15	<u>'</u>		·
				委任規定	§ 10	§ 17		§ 17	§ 36

(※福岡県に特有の項目)

	-r				
権限行使に係る配慮		-			§ 6
受診義務			-		§ 8
治療義務					§ 9
啓発プログラム					§ 10
公安委員会の協力					§ 11
違反者の家族等の責務					§ 12
県の機関の責務				-	§ 13
県職員の厳正な処分					§ 14
県の管理監督者の責任					§ 15
飲酒運転撲滅宣言企業					§ 17,21
飲酒運転防止措置の指示			*		§ 19
指示違反に対する措置					§ 20
通報義務					§ 24
立入り調査					§ 25
連絡協議会					§ 26
総合計画					§ 27
アドバイザーの派遣					§ 28
撲滅活動推進員					§ 29
防止教育					§ 31
過料					§ 37

【福岡県の特色】

- ◎予防対策(治療及び啓発)と抑止対策に力点
 - Oアルコール依存症対策
 - ・初回の違反者 → アルコール依存症検査の受診努力
 - ・再度の違反者 → アルコール依存症検査の受診義務

(※受診義務違反者には5万円以下の過料)

- 〇飲酒運転防止教育
- 〇違反事実の通知
 - ・違反者の通勤先又は通学先の事業者に対する違反事実の通知
 - ・飲食店営業者に対する違反事実の通知、再発防止措置の指示、再発防止措置不実施の場合の公表,指示書の店内掲示義務(※掲示義務違反者には5万円以下の過料)

·	科料	過料
性質	刑法上の刑罰	行政処分 (刑罰でない)
手続	刑事訴訟法	特別の定めがなければ非訟事件手続法

など

【目的】

[日初]				
大分県 § 1	宮城県 §1	山形県 § 1	沖縄県 §1	福岡県 §1
○県、県民及び事	○県、市町村及び	○県民の意識の	○県及び県民等	○県、市町村、関
業者が一体と	県民等が一体	高揚を図り、県、	が一体となっ	係機関及び団
なって、飲酒運	となって飲酒	県民及び事業者	て飲酒運転の	体が連携し、県
転根絶の活動	運転の根絶の	が一体となった	根絶を図り、も	民と一丸とな
を推進するこ	ための活動を	取組を推進する	って飲酒運転	って飲酒運転
とにより、飲酒	推進し、もって	ことにより、飲	のない安全で	撲滅運動を推
運転のない安	安全で平穏な	酒運転のない安	安心な県民生	進するため必
全で安心して	県民生活の実	全で安心な県民	活を実現する	要な事項を定
暮らすことが	現に寄与する	生活の実現に寄	こと	めることによ
できる県民生	ے ک	与すること		り、飲酒運転は
活の実現を図				絶対しない、さ
ること				せない、許さな
				いという県民
			1.	意識及び社会
				風土を定着さ
•		,		せ、もって県民
			,	の生命と安全
				を守ること

【県の責務】

「宗の貝術」	·			
大分県 §3	宮城県 §3	山形県§3	沖縄県 §3	福岡県 § 4
○総合的施策の	○総合的施策の	○施策の総合的、	○総合的施策の	○施策の総合的
実施	実施、実施	体系的推進	推進	実施
〇基本方針策定	○市町村との連		〇市町村との連	〇市町村等との
○県民等と連携	携、協力、支援		携、協力、支援	連携、協力、支
して施策を推	○県民等と連携	·		援
進するための	して施策を推			
体制整備及び	進するための			
飲酒運転根絶	体制整備	,		
に向けた効果				
的な活動の実	å			
施				
○市町村に対す				,
る施策への協				
力を要請				

【市町村の青森・役割】

	X			
大分県 §3	宮城県 §3	山形県 §7	沖縄県 §3	福岡県 § 5
○県からの市町	○県と市町村との	○県と市町村と	○県と市町村との	〇自主的取組
村に対する施	連携、協力、支	の連携	連携、協力	○県の施策への
策への協力を	援、施策を推進	○市町村による	·	協力
要請	するための体制	区域の実情に		○住民への支援
	整備	応じた施策の		
	_	実施		

【公職者の率先垂範】

山形県 §4	沖縄県 §4	福岡県 §3
○議員、長及びこれに準ずる者	○議員、長及び職員の立場の自	○議員、長及び職員の立場の自
の立場の自覚、率先実行	覚、率先実行	覚、率先実行

【県民の責務・役割】

	(P) /			
大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
○施策への協力	○飲酒運転をし	○自主的取組	○自主的取組	○飲酒運転の禁
○飲酒運転を発	ない、させな	○取組への協力	○施策、取組への	īF
見したときの	い、同乗しない		協力	○飲酒運転者等
通報等の措置	の実践		〇飲酒運転者等	への声かけな
	○施策への協力	k.	への声かけな	ど
	○飲酒運転を発		ど	○飲酒運転防止
·	見したときの			のための通報、
	通報等の措置		,	相談

【事業者の責務・役割】

大分県 §5	宮城県 §5	山形県 §6	沖縄県 §6	福岡県 §16
○飲酒運転防止	○飲酒運転防止	○従業員に対す	○飲酒運転防止に	○飲酒運転防止
に必要な措置	に必要な措置	る教育等の措	必要な措置	に必要な措置
〇従業員に対す	○従業員に対す	置	○従業員に対する	○取組への協力
る教育等の措	る教育等の措置	○取組への協力	教育等の措置	〇公安委員会に
直	○事業者団体に	·	○事業者団体によ	よる違反者の
	よる団体構成	·	る団体構成事業	通勤先等への
	事業者への啓		者への啓発等の	通知
	発等の措置		措置	
	○施策への協力		○施策、取組への	,
			協力	

【飲食店業者の責務】

T				
大分県 §5	宮城県 §6	山形県 §9	沖縄県 §7	福岡県 §18
〇飲酒運転防止	○飲酒運転疑義者	○飲酒運転防止	○施策、取組への	○啓発文書の掲
を呼びかける	への酒類提供禁	を呼びかける	協力	示等
文書の掲示等	止、運転防止措	文書の掲示等	○飲酒運転者への	
	置		声かけなどの対	
	○飲酒運転防止を		応	
	呼びかける文書	·	○飲酒運転防止を	
	の掲示等		呼びかける文書	
			の掲示等	

【酒類販売者の責務】

大分県 § 5	山形県 §9	福岡県 § 22
○飲酒運転防止を呼びかける	○飲酒運転防止を呼びかける	○啓発文書の掲示等
文書の掲示等	文書の掲示等	-

【駐車場所有者の責務】

Total Control of the Control			
宮城県 §7	山形県 §9	沖縄県 §8	福岡県 § 23
○飲酒運転防止を呼び	○飲酒運転防止を呼び	○飲酒運転防止を呼び	○啓発文書の掲示等
かける文書の掲示等	かける文書の掲示等	かける文書の掲示等	○飲酒被疑者に対する
	~		飲酒運転阻止措置等

【運送事業者の責務】

是位于不自以关切.	
山形県	福岡県 § 24
○広報活動の充実 §9	○飲酒被疑者に対する飲酒運転制止、通報

【基本方針】

【基本力計】			
大分県 §3	宮城県 §8	沖縄県 §9	福岡県 § 26
○基本方針策定	○基本方針策定	○基本方針策定	○総合計画
・飲酒運転根絶に関	・飲酒運転の根絶に		・連絡会議の構成及び
する県民等への啓	関する知識の普及		連携体制に関する事
発及び意識の高揚	及び意識の高揚に		項
に関する事項	関する事項	. •	・対策医療センター等
・飲酒運転を防止す	· 飲酒運転根絶重点		に関する事項
る社会環境の整備	区域の指定及び活		・治療に関するプログ
に関する事項	動の実施に関する		ラム、飲酒行動是正
・その他飲酒運転根	事項		プログラム、啓発プ
絶に関して必要な	・その他飲酒運転の		ログラムその他飲酒
事項	根絶に関して必要		運転撲滅に関する知
	な事項		識の普及、教育、啓
	e.	,	発等に関する事項
		,	・その他飲酒運転の撲
			滅に関する事項

【知識の普及】

E AM HIM A M INCH				
大分県 §3	宮城県 §9	山形県 §8	沖縄県 § 10	福岡県 § 27
○知識の普及、意識の高揚	○知識の普及、意識の高揚、教育	○普及啓発活動	○知識の普及、意識の高揚、教育	○知識の普及、教育、啓発等
1976 0.2 1911 1520	の推進、広報活		の推進、広報活	-
	動の充実等		動の充実等	

【再発防止のための措置】

F1120M2		
宮城県 § 10	山形県 §10	沖縄県 § 11
○県による飲酒運転者に対す	○県による飲酒運転者に対す	〇公安員会による飲酒運転者
る再発防止のための指導、教	る再発防止のための指導、教	への指導、教育、指導書の交
育等	育等	付等
○県による飲酒運転者の家族		○公安員会による酒類提供飲
等からの相談に対する助言		食店業者への指導書の交付
等 等		等
7	<u> </u>	<u> </u>

【相談、支援】

大分県 §6	宮城県 § 14	山形県 §11	沖縄県 §12	福岡県 § 34
○県による飲酒	○県による被害	〇県による被害	○県による飲酒	○県による被害者
運転の防止に	者等からの相	者等からの相	運転者等から	等からの相談の
関する相談	談に対応する	談の適切な対	の相談に対す	適切な対応、支
○県による飲酒	ための相談支	応	る助言等	援体制の整備、
運転に起因す	援体制の充実			情報の提供
る交通事故の				
被害者等の相				'
談		•		

【情報提供】

THE TRIME INC.				
大分県 §7	宮城県 §11	山形県 §8	沖縄県 §13,16	福岡県 § 30
○県、公安委員会	〇公安委員会に	○県による検挙	〇公安委員会に	〇公安委員会に
による県民、事	よる市町村、事	人数、事故件	よるインター	よる検挙者数、
業者等に対す	業者等に対す	数、取組状況等	ネットの利用	事故数等の情
る飲酒運転防	る検挙人数の	の積極的提供	等による交通	報提供
止に関する情	情報提供(特定		事故数、違反者	
報提供	の個人が識別		人数等の公表	
	される情報を		○県によるイン	
	除く。)	4	ターネットの	,
			利用等による	٠
			施策の取組状	
	,		況等の公表	. 1

【体制整備】

F L.L. ib 3 TE NE T			
大分県 §3	宮城県 §3	沖縄県 § 15	福岡県 § 26
○県による県民及び	〇県による市町村及	○県による基本方針	○総合計画
事業者等と連携し	び県民等と連携し	に基づく県民等の	連絡会議の構成及び
て施策を推進する	て施策を推進する	関心と理解を深め	連携体制に関する事
ための体制整備	ための体制整備	る活動を推進する	項
	Þ	ための体制整備	

○大分県飲総論

責

務

規

定

【目的(§1)】

県、県民及び事業者が一体となって、飲酒運転根絶の活動を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる県民生活の実現を図ること

【定義(§2)】

【県の責務(§3)】

- ○総合的施策の実施
- ○基本方針策定
 - ・飲酒運転根絶に関する県民等への啓発及び意識の高揚に関する事項
 - ・飲酒運転を防止する社会環境の整備に関する事項
 - ・その他飲酒運転根絶に関して必要な事項
- ○県民等と連携して施策を推進するための体制整備
- ○市町村に対する施策への協力要請

【県民の責務(§4)】

- ○施策への協力
- ○飲酒運転を発見したときの通報等の措置

事業者の責務

【事業者の責務(§5)】

- ○飲酒運転防止に必要な措置
- ○従業員に対する教育等の措置
- ○飲食店業者及び酒類販売業者の飲酒運転防止を呼びかける文書の掲示等

各個別規定論

【相談、支援(§6)】

- ○県による飲酒運転の防止に関する相談
- ○県による飲酒運転に起因する交通事故の被害者等の相談

【情報提供(§7)】

○県、公安委員会による県民、事業者等に対する飲酒運転防止に関する情報提供 【運動の日(§8)】

【表彰(§9)】

【委任規定(§10)】

-10-

総 責 論 規 定

【前文】

平成十七年五月には、飲酒運転により、高校生の命が奪われる交通死傷事故 が発生。「飲酒運転は犯罪」との意識のもと、「飲酒運転をしない・させない」 という強い意志を持ち、飲酒運転の根絶に向けて取り組むことを決意。

【目的(§1)】

県、市町村及び県民等が一体となって飲酒運転の根絶のための活動を推進し、 もって安全で平穏な県民生活の実現に寄与すること

【定義 (§ 2)】

【県の責務(§3)】

- ○総合的施策の作成、実施 ○市町村との連携、協力、支援
- ○県民等と連携して施策を推進するための体制整備

【県民の責務(§4)】

- ○飲酒運転をしない、させない、同乗しないの実践
- ○施策への協力 ○飲酒運転を発見したときの通報等の措置

【事業者の責務(§5)】

- ○飲酒運転防止に必要な措置 ○従業員に対する教育等の措置
- ○事業者団体による団体構成事業者への啓発等の措置 ○施策への協力

【飲食店業者の責務 (§6)】

- ○飲酒運転疑義者への酒類提供禁止、運転防止措置
- ○飲酒運転防止を呼びかける文書の掲示等

【駐車場所有者等の責務(§7)】

○飲酒運転防止を呼びかける文書の掲示等

【基本方針(§8)】

- ・飲酒運転の根絶に関する知識の普及及び意識の高揚に関する事項
- 飲酒運転根絶重点区域の指定及び活動の実施に関する事項
- ・その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項

【知識の普及(§9)】

- ○県による知識の普及、教育の推進、広報活動の充実等 【再発防止のための措置(§10)】
- ○県による飲酒運転者に対する再発防止のための指導、教育等
- ○県による飲酒運転者の家族等からの相談に対する助言等

【相談、支援(§14)】

○県による被害者等からの相談に対応するための相談支援体制の充実。

【情報提供(§11)】

○公安委員会による市町村、事業者等に対する検挙人数の情報提供

【推進委員 (§ 1 3)】

○公安委員会による飲酒運転根絶活動推進委員への委嘱

【重点区域(§15)】

○知事と公安委員会の協議による飲酒運転根絶重点区域の指定

【運動の日(§12)】 【表彰(§16)】

【委任規定(§10)】

務

事業者の責務

特定事業者の責務

各

論

個

别

規

定

定

【目的(§1)】 県民の意識の高揚を図り、県、県民及び事業者が一体となった取組を推進す ることにより、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現に寄与すること 【定義(§2)】 【県の責務(§3)】 ○施策の総合的、体系的推進 【公職者の率先垂範(§4)】 ○公職者の立場の自覚、率先実行 【行政の役割(§7)】 ○県による市町村等との連携 ○市町村による区域の実情に応じた施策の実施 総 【県民の責務(§5)】 ○自主的取組 ○取組への協力 責 論 【事業者の責務(§6)】 務 ○従業員に対する教育等の措置 規 ○取組への協力 事業者の責務 定 【特定事業者の責務 (§9)】 特定事業者の責務 ○運送事業者の運転者が酒気を帯びていないことの確認 ○飲食店業者、酒類販売業者、駐車場所有者の飲酒運転防止を呼びかける文 書の掲示等 ○運行事業者の広報活動の充実 【情報提供、知識の普及(§8)】 ○県による検挙人数、事故件数、取組状況等の積極的提供 各 個 ○県による普及啓発活動 別 【再発防止のための措置(§10)】 ○県による飲酒運転者に対する再発防止のための指導、教育等 規 【相談、支援(§11)】 論

○県による被害者等からの相談の適切な対応

【目的(§1)】 県及び県民等が一体となって飲酒運転の根絶を図り、もって飲酒運転のない 安全で安心な県民生活を実現すること 【定義(§2)】 【県の責務(§3)】 ○総合的施策の推進 ○市町村との連携、協力、支援 【公職者の率先垂範(§4)】 ○公職者、県職員の立場の自覚、率先実行 総 【県民の責務(§5)】 ○自主的取組 ○施策、取組への協力 ○飲酒運転者等への声かけなど 【事業者の責務(§6)】 ○飲酒運転防止に必要な措置 ○従業員に対する教育等の措置 責 論 ○事業者団体による団体構成事業者への啓発等の措置 務 ○施策、取組への協力 規 【飲食店業者の責務(§7)】 事業者の責務 ○施策、取組への協力 ○飲酒運転者への声かけなど 特定事業者の責務 定 ○飲酒運転防止を呼びかける文書の掲示等 【駐車場所有者等の責務 (§8)】 ○飲酒運転防止を呼びかける文書の掲示等 【基本方針(§9)】 基本方針の策定 【知識の普及(§10)】 ○県による教育の推進、広報活動の充実等 【再発防止のための措置、相談、支援(§11、12)】 ○公安員会による飲酒運転者への指導、教育、指導書の交付等 個 ○公安員会による酒類提供飲食店業者への指導書の交付等 各 ○県による飲酒運転者等からの相談に対する助言等 別 【情報提供(§13、16)】 ○公安委員会によるインターネットの利用等による交通事故数、違反者人数 規 等の公表 定 ○県によるインターネットの利用等による施策の取組状況等の公表 【運動の日(§14)】 【体制の整備(§15)】 ○県による県民等の理解を深める活動を推進するための体制整備 【委任規定(§17)】

【前文】

本県では、平成十八年八月、飲酒運転により幼い三人の命が突然奪われると いう悲惨な事故が発生。平成二十三年二月の男子高校生二人をはじめ犠牲者 が続く。飲酒運転撲滅のための施策を総合的かつ計画的に推進することによ り、飲酒運転のない、県民が安心して暮らせる社会を実現する。

【目的(§1)】

県、市町村、関係機関及び団体が連携し、県民と一丸となって飲酒運転撲滅 運動を推進するため必要な事項を定めることにより、飲酒運転は絶対しない、 させない、許さないという県民意識及び社会風土を定着させ、もって県民の 生命と安全を守ること

【定義(§2)】

【県の責務(§4)】

○施策の総合的実施 ○市町村等との連携、協力、支援

【率先垂範 (§3)】

○公職者、県職員の立場の自覚、率先実行

【県の機関の責務(§13)】

○飲酒運転防止に必要な措置 ○県職員、教員に対する研修等

【市町村の責務(§5)】

○自主的取組 ○県の施策への協力 ○住民への支援

【県民の責務(§7)】

- ○飲酒運転の禁止 ○飲酒運転者等への声かけなど
- ○飲酒運転防止のための通報、相談

【違反者の家族等の責務(§12)】

- ○家族による違反者の受診義務等への支援
- ○自主的取組 ○施策、取組への協力 ○飲酒運転者等への声かけなど

【事業者の責務(§16)】

- 〇飲酒運転防止に必要な措置 〇取組への協力
- 〇公安委員会による違反者の通勤先等への通知

【飲食店業者の責務 (§18)】【酒類販売業者等の責務 (§22)】 【駐車場所有者等の責務(§23)】

○啓発文書の掲示等

【駐車場所有者等の責務 (§23)】【運送事業者の責務 (§24)】

○飲酒被疑者に対する飲酒運転阻止措置等

特定事業者の 責務

個

事業者の責務

別

規

定

【総合計画の策定(§26)】

【知識の普及(§27)】

【相談、支援(§ 3 4)】 ○県による被害者等からの相談の適切な対応、支援体制の整備、情報の提供

【情報提供(§30)】

○公安委員会による検挙者数、事故数等の情報提供

【表彰 (§32)】【運動の日 (§33)】

【委任規定(§36)】

総

論

務

責

定

規

各

論

【法令上の権限行使に係る配慮(§6)】

【受診義務(§8)】

- ○アルコール依存症診断
- ○再違反者のアルコール依存症診断結果報告義務

【治療義務(§9)】

- ○アルコール依存症者の状況報告義務
- ○知事による状況報告義務違反者に対する勧告

【飲酒行動是正等の取組義務 (§10)】

○再違反者の啓発プログラム参加義務

【知事及び公安委員会の相互協力 (§11)】

【県職員の厳正な処分 (§14)】

【県の管理監督者の責任(§15)】

【飲酒運転撲滅宣言企業 (§ 17)】

【飲酒運転防止措置の指示等 (§19、20)】

- ○公安委員会による違反者が飲酒した飲食店業者への通知、指示
- ○公安委員会による指示違反飲食店業者の公表、指示書掲示命令

【飲酒運転撲滅宣言の店(§21)】

【通知義務(§24)】

○特定事業者による飲酒運転疑義の際の防止、通知

【立入り調査(§25)】

【連絡協議会等(§26、27)】

○総合計画の策定 ○対策医療センター

【アドバイザーの派遣(§28)】

【活動推進員(§29)】

【飲酒運転防止教育(§31)】

【意見の聴取(§35)】

○職員処分時、指示違反公表時等における意見聴取

【過料(§37)】

- ○アルコール依存症検査受診義務違反に5万円以下の過料
- ○指示書の掲示義務違反に5万円以下の過料

平成19年 7月31日:公布·施行

〜飲んだらのれん条例〜 「大分県飲酒運転根絶に関する条例」 ✓ が制定されました



平成18年8月、福岡市において幼い3人の尊い命を奪った飲酒運転による交通事故の発生を契機として、飲酒運転根絶機運が高まり、飲酒運転根絶に向けた様々な取り組みがなされておりますが、依然として飲酒運転は後を絶ちません。この条例は、県、県民の皆さん及び事業者の皆さんが一体となって、飲酒運転根絶の活動を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる県民生活の実現をめざすものです。

次のことを実践し、飲酒運転の根絶をめざします。県民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

事業者の皆さんは、

- ●自動車等の運行に当たっては、飲酒の有無を確認するなど飲酒運転根絶に関し必要な措置を講じましょう。
- ●従業員に対して、飲酒運転 防止のための教育及び指導 を徹底しましょう。

県民の皆さんは、

- ●「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底しましょう。
- ●家族みんなで飲酒運転根絶に ついて話し合いましょう。
- ●地域等における飲酒運転根絶 活動に協力・参加しましょう。

酒類提供飲食店等の皆さんは、

- ●飲酒運転をするおそれのある 者に対して、「飲酒をすすめたり、 酒類を提供しない」を徹底しま しょう。
- ●店内に飲酒運転の防止を呼びかける文書を掲示するなど飲酒運転を防止するための必要な措置を講じましょう。



飲酒運転のない 安全・安心の県民生活の実現



関係

機関・団体

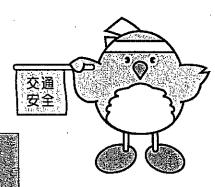
飲酒運転絶対ダメ

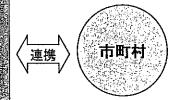
連携





- ●飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚等を図るため、広報啓発活動等を推進する
- ●飲酒運転の防止に関する相談等に適切に対応する。
- ●県及び公安委員会は、飲酒運転防止に関する情報の提供を行う。
- ●飲酒運転根絶の取り組みに関して顕著な功労があった個人、団体などを表彰する。





毎月20日は「飲酒運転根絶県民運動の日」です! ~家庭・職場・地域で飲酒運転根絶について話し合いましょう。~

宮城県飲酒運転根絶に関する条例のあらまし

1 前文

飲酒運転根絶の必要性を明示しています。

- (1) 飲酒運転による交通事故が依然として後を絶たない状況にあること。
- (2) 県民一人一人が自覚し、飲酒運転をさせない環境を地域社会とともにつくり上げることが求められていること。
- (3)「飲酒運転は犯罪」であり「飲酒運転をしない・させない」という強い意志を持ち、飲酒運転 の根絶に向けて取り組んでいくこと。

2 目的 (第1条)

県・市町村・県民等が一体となって飲酒運転の根絶のための活動を推進し、安全で平穏な県民生活の実現に寄与することを目的としています。

* 県民等とは・・・県民・事業者等・事業者団体をいいます。

3 定義(第2条)

この条例における用語の意味を定めています。

1	飲酒運転	アルコールの摂取量にかかわらず、酒気を帯びた者が自動車等を運転する行 為をいいます。
2	自動車等	自動車 G道路交通法第2条第1項第9号に規定)と 原動機付自転車 (道路交通法第2条第1項第10号に規定)をいいます。
3	事業者等	法人・その他の団体・個人で、県内で事業等を行うものをいいます。
4	事業者団体	事業者等としての共通の利益を増進することを主な目的として2つ以上の 事業者等で構成された法人・その他の団体をいいます。

4 責務等(第3条、第4条、第5条、第6条、第7条)

県、県民などが果たすべき責務を定めています。

(1) 県の責務

- 飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、実施します。
- 施策の推進に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の実情に 応じた飲酒運転の根絶に関する施策を実施するために必要な協力、支援を行うよう努めま す。
- 市町村・県民等と連携して飲酒運転根絶のための総合的な施策を推進するための体制を整備します。

(2) 県民の責務

- 飲酒運転の根絶のためには、県民一人一人の自覚が重要であることを認識し、その日常生活において、次の事項を実践しなければなりません。
 - ー 飲酒運転をしないこと。
 - 二 飲酒運転をさせないこと。
 - 三 酒気を帯びた者が運転する自動車等に同乗しないこと。
- 県・市町村が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めること。
- 飲酒運転をしている者又は飲酒運転をしている疑いのある者を発見した場合には、その旨を警察官に通報する等状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めること。

(3) 事業者等・事業者団体の責務

- 事業に使う自動車等の運行に当たって、運転者が酒気を帯びていないことを確認するなど 飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること。
- 従業員に対して、飲酉運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講じるよう努めること。
- 団体を構成する事業者等に対して、飲酒運転の根絶に関する啓発その他必要な措置を講じるよう努めること。
- 県・市町村が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めること。

(4) 飲食店営業者等の責務

- * 飲食店営業者等とは・・営業の形態にかかわらず、設備を設けて酒類を提供し飲食させる営業を行う者、またその業務に従事する者をいいます。
- 飲酒運転をすることとなるおそれがある人に対して、酒類を提供してはいけません。
- 酒気を帯びた客が自動車等を運転することとなるおそれがあるときは、これを防止するために必要な措置を講じなければなりません。
- お客の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

(5) 駐車場所有者等の責務

・ 駐車場の利用者の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示するなど飲酒 運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること。

5 基本方針(第8条)

- 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を進めるための基本方針を策定します。
- ・基本方針には、次の事項を定めます。
 - 1 飲酒運転の根絶に関する知識の普及・意識の高揚に関すること
 - 2 飲酉運転根絶重点区域 (第15条第1項) の指定・重点区域における活動の実施 (第15条第5項) 関すること
 - 3 その他飲酒運転の根絶に関して必要なこと
- 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければなりません。

6 飲酒運転の根絶に関する知識の普及等(第9条)

県は、飲酒運転の根絶に関する知識の普及・県民等の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に 関する教育の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講じます。

7 飲酒運転の再発防止のための指導等(第10条)

- 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置 を講じます。
- 県は、飲酒運転をした者の家族等からの相談に対して、飲酒運転の再発防止のための助言その他必要な措置を講じます。

8 情報提供(第11条)

- 公安委員会は、飲酒運転の根絶のための市町村の施策や事業者等・事業者団体の活動を促進するため、市町村長と事業者等又は事業者団体に対して、次の情報を提供することができます。 * ただし、特定の個人が識別される情報を除きます。
- 情報の提供における具体的な区域・時期・方法については、公安委員会規則で定めます。

市町村長に対して

- 酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙された住民の数
 - * 住民の数は、一定区域ごとに分けて情報提供されることがあります。
- その他飲酒運転根絶のための施策の実施に必要な情報

事業者等に対して

- 酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙された従業員の数
 - * 勤務時間中であっても勤務時間外であっても検挙されれば、情報提供する数に 含まれます。

事業者団体に対して

- ・その事業者団体を構成する事業者等の従業員で、酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙 された者の数
 - * 勤務時間中であっても勤務時間外であっても検挙されれば、情報提供する数に 含まれます。
- * 「酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙された」とは・・・道路交通法第65条第1項の規定(何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない)に反して車両等を運転し、政令で定める酒気帯び運転の基準値(身体に保有するアルコールの程度が「血液1mlにつき0.3mg又は呼気1lにつき0.15mg」)以上である、又は、酒酔い運転である、として、検挙された者(一道路交通法第117条の2第1号又は第117条の2の2第1号に該当した者)をいいます。
- * パブリックコメントを実施したときの条例案では、「事業者団体」は情報提供先として規 定していませんでした。しかし、さらに検討した結果、個人が特定されるような事業者等も あることが想定されたため、事業者等が加入する事業者団体(業界団体等)にも情報提供を することにより、より実効性のある取組が期待できるものと考え、事業者団体も情報提供の 対象とすることにしました。

9 飲酒運転根絶の日等(第12条)

- 県民等が飲酒運転の根絶について関心と理解を深めるとともに、飲酒運転の根絶に関する活動を促進するため、飲酒運転根絶の日と飲酒運転根絶運動の日を設けます。

飲酒運転根絶の日	5月22日	県・市町村・県民等が一体となって、飲酒運転の根 絶についての関心と理解を深める取組を行います。
飲酒運転根絶運動の日	毎月22日	県・市町村・県民等が一体となって、飲酒運転の根 絶のための取組を行います。

10 飲酒運転根絶活動推進委員等(第13条)

- 公安委員会は、飲酒運転の根絶について県民等の関心と理解を深める活動を推進するため、 飲酒運転根絶活動推進委員を委嘱することができるようにします。
- ・ 飲酒運転根絶活動推進委員は、一定の区域ごとに、地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会を 組織します。

11 被害者等に対する相談支援体制の充実(第14条)

• 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

12 飲酒運転根絶重点区域等(第15条)

- 知事は、飲酒運転の根絶に重点的に取り組む必要があると認める区域を、飲酒運転根絶重点 区域(=重点区域)として指定することができます。
- 県は、重点区域において、その区域を管轄する市町村と県民等と連携を図りながら協力し、 飲酒運転の根絶のための巡回、啓発活動その他飲酒運転の根絶のための効果的な活動を実施 します。
- 重点区域を指定する場合は、飲酒運転の発生状況を考慮·検討し、公安委員会と協議します。
- 知事は、重点区域を指定しようとするときは、その区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければなりません。
- 知事は、重点区域を指定・変更・取消したときは、公表するとともに、その区域を管轄する 市町村長に通知しなければなりません。

13 表彰(第16条)

• 知事は、飲酒運転の根絶に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができます。

その他 (第17条・附則)

- この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めます。
- 酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙された者の数に関する情報是供の規定は、この条例が施行された日以降に検挙された者の数から該当することになります。
 - この条例は、平成20年1月1日から施行します。

県民みんなで、飲酒運転を撲滅しましょう!

平成20年3月21日施行されました。

条例の目的

飲酒運転を撲滅し、飲酒運転のない安全で安心な 県民生活の実現を目指します。

・ 条例のポイント

- ●「私たち一人ひとりの自覚と意思により飲酒運転を撲滅することができる」との理念に立ちつつ、家庭や地域の結びつきを活かし、家庭や地域の役割を重視したほか、事業者の役割も明記し、県民挙げての取組みに重点を置いています。
- ●公職にある者の率先垂範を明記し、自ら行動を厳しく律し、県民に模範を示す 立場にあることを自覚し、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むこととしています。



県や市田村、県民、事業省などの役割を規定し、飲酒運転の撲滅に一体となった取り組むにとろしています 「山形県飲酒運転をしない、むせない、軒むない条例」では、

原服の領劉]

の飲酒運転をしない、させないという強い自覚を持ち、家庭や地域において飲酒運 転の撲滅に自主的に取り組むこと

の県及び市町村の行う飲酒運転撲滅のための取組に協力すること

帰業権の領艦

の従業員に対する飲酒運転撲滅のための教育、指導などを徹底すること **参県及び市町村の行う飲酒運転撲滅のための取組に協力すること**

特定事業者の努力義務

自動車等を運行することを主たる事業とする。自動車等の運行に当たり、運 転者が酒気を帯びていないこ 利用者に見えやずい場所への 飲酒運転撲滅を呼びかける文 可心の職業の利用のための内 整等の掲示などを行うこと **イを確認すること** (バス事業者、タクシー事業者、運送事業者など 改酒運転を防止する手だてとなり得る事業者 (タクシー事業者、運転代行業者など) (飲食店経営者、酒屋経営者など) 西類を取り扱う事業者 駐車場経営者

四四四回河

※公職にある者とは、知事、県議会議員、市町村長、市町村議会議員など

の飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意で、飲酒運転撲滅を率先

の自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚

公馬におゆ艦の解船艦艦

飲酒運転撲滅のための施策を総合的・体系的に推進

帰の電器

(企成の後間)

勢飲酒運転による交通事故被害者などからの相談への対応 砂検学者数など飲酒運転撲滅のため情報を積極的に提供 砂飲酒運転の再発防止のための指導、教育の実施



学当該市町村の実情に応じた飲酒運転撲滅の施策を実施 の家庭や地域における飲酒運転撲滅の取組を促進

◆飲酒運転に対する罰則 (道路交通法) が強化されてます。

酒に酔った状態(アルコールの影) 機により正常な運転ができないお それがおる状態)で車両等を運転 酒酔い運転







アルコールの程度が、山液1個に つき0.3mg以上Xは呼吸1.8 につ (老0.15mg以上7.車両等を運転・)

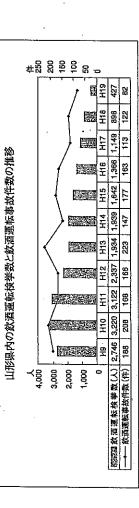
通気帯の運転



上記の他、飲酒運転することを知りながら車両を提供りた者や飲酒運転でていることを知りなから 同乗した者もほぼ同様に削せられます。

◆県内の飲酒運転検挙数及び飲酒運転事故件数の状況

県内における飲酒運転の過去10年の検挙数は、平成10年の3,220人をビークに、減少傾向にありま すが、飲酒運転や飲酒運転に伴う交通事故は、後を絶ちません。県民みんなで、飲酒運転の撲滅により一 魯取り組む必要があります。



-23-

TIBLE STEEL STEEL

用自己的的

飲酒運転を撲滅するため、県民の意識の高揚を図り、県、県民及び事業者が一体となった取組を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現に寄与する。

【県の責務】

飲酒運転を撲滅するための施策を総合的かつ体系的に推進する。

【公職にある者の率先垂範】

公職にある者(公職選挙法第3条に規定する者をいう。)及びこれに準ずる者は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の撲滅に率先して取り組む。

【県民の役割】

- ●飲酒運転が運転者の正常な判断を誤らせ、重大事故の原因となるものであることを自覚し、日頃から一人ひとりが飲酒運転をしない。させないという強い意思をもって、家庭や地域において飲酒運転の撲滅に自主的に取り組む。
- ❸県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努める。

【事業者の役割】

- ❸日頃から飲酒運転をしない、させない、許さないことを徹底し、従業員等に対し、飲酒運転の撲滅のための教育、指導その他必要な措置を請ずるよう努める。
- ③県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努める。

(特定の事業者の努力義務)

- ⊚自動車等を運行することを主たる事業とする事業者は、自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認するよう努める。
- ◎酒類を取り扱う者及び駐車場を経営する者は、利用者に見えやすい場所に飲酒運転の撲滅を呼びかける文書等を掲示する等、飲酒運転の撲滅のために必要な措置を講ずるよう努める。
- ●飲酒運転を防止する手段となり得る事業を営む者は、飲酒運転の撲滅に向け、自らの事業の活用促進のための広報活動の充実などに努める。

【行政の役割】「参照」別

(道)

- ⑤県民及び事業者の飲酒運転の撲滅に向けた主体的な活動を促進するとともに、飲酒運転の撲滅のための施策の推進に当たって、関係団体及び市町村と十分な連携を図る。
- ◎飲酒運転の検挙者数及び事故件数、県民及び事業者の取組の状況その他の飲酒運転の撲滅のための情報を積極的に提供するとともに、県民及び事業者が自覚を持って飲酒運転の撲滅に取り組めるよう、飲酒運転の撲滅のための普及啓発活動その他必要な措置を講ずる。
- ●飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講ずる。
- ●飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に応じるなど適切に対応するとともに、援助を行う団体の活動が促進されるよう、情報の提供等に十分配慮する。

(市町村)

参家庭や地域における飲酒運転の撲滅のための取組を一層促進するとともに当該市町村区域内の実情に応じた飲酒運転の撲滅のための施策を実施するよう努める。

◆条例制定の経緯◆

飲酒運転による悲惨な事故が後を絶たず、安全で安心な県民生活の実現に向け、飲酒運転の撲滅 は喫緊の課題となっています。

このような中、県議会では、飲酒運転の撲滅に関する条例化に向けた検討を重ね、平成20年2月定例会において、「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」を本県議会初の議員提案による政策条例として、全会一致で可決、制定しました。



山形県議会事務局政策調査室

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL 023-630-2846 FAX 023-630-2853 県議会ホームページ http://www.pref.yamagata.jp/assembly メールアドレス gikalselsaku@pref.yamagata.jp



9		by Google	
		検索	
C	www.com	ALMENIA	
	リンク	サイトマップ	
交通情報	情報公開	採用案内	٦

icon entre la color de la reconstitución de mando de la color d

<u>ホーム > 交通情報 > 沖縄県飲酒運転根絶条例関係</u> > 沖縄県飲酒運転根絶条例骨子

沖縄県警の紹介 中崎・手続き

声 沖縄県飲酒運転根絶条例骨子

この条例は、県及び県民等が一体となって飲酒運転の根絶を図り、飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現することを目的とします。

- 県民は家庭や地域、職場で飲酒運転根絶の取り組みに努める
- ・ 公職にある者は範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転根絶に率先して取り組む
- ・事業者は従業員に対し、飲酒運転根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努める

相談 問合せ

- ・ 飲食店、駐車場所有者は、飲酒運転防止呼び掛けの文書掲示に努める
- ・ 公安委員会は、再発防止の措置として飲酒運転をした者や、その者に酒類提供した飲食店に対し必要な措置を講ずる ものとする
- ・ 県は、飲酒運転をした者及びその家族等からの相談に対して、再発防止のための助言その他必要な措置を講するものとする
- 公安委員会は、飲酒運転事故件数や違反者数などの情報を市町村別に作成し、インターネットなどで公表できる
- ・県は、総合的な施策推進の基本方針を策定
- ・ 根絶運動の日を毎月1日と定める



字稱県那獨市泉崎1≥2≥2=TEL098-862=0110=中褐県警察本部

Copyright (C) Okinawa Prefectural Police Department. All right reserved

i

福岡県飲酒運転撲滅運動の 惟進に関する条例』について

この条例は、深刻な状況にある本県の飲酒 運転を撲滅するため、県議会議員の提案によ り制定された、全国初の罰則付き飲酒運転撲 滅条例です。県民、事業者、県、市町村などが力 を合わせ、飲酒運転のない、安全で安心して暮 らせる社会をつくりましょう。

条例の概要 (赤文字で示す規定は、平成24年9月21日施行)



飲酒運転は絶対しないこと。また、家族又は 知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、 その防止に努めるとともに、知人等が飲酒 運転を行おうとするときは、警察官に通報す るよう努めなければなりません。





飲酒運転で検挙された場合

違反が初回のときは、アルコール依 存症検査を受診するよう努めなけ ればなりません。

5年以内に再度違反すると受診義務 が課されます。

受診しない場合、5万円以下の過料

CACO 業者の 業務用車両の運転者が酒気を帯びていな いことを確認する等、従業員の飲酒運転を 防止するため必要な対策を講じるよう努 めなければなりません。



従業員等が通勤・通学中に 飲酒運転で検挙された場合

公安委員会から勤務先・通学先に通 知されます。通知を受けた事業者は、 違反者が再び飲酒運転をしないよ う対策を講じなければなりません。

特定の事業者の責務

① 酒類を提供する飲食店の責務

- ●飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示する よう努めなければなりません。
- ●駐車場を有する場合は、客に飲酒運転を防止 するための措置を講じるよう努めなければな りません。

② 酒類販売業者の責務

飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示するよう

飲酒運転違反者に酒類を提供した場合

公安委員会から違反事実が通知され、1年以 内に再度違反者が出たときに、飲酒運転防止 の取組を指示されたにもかかわらず、その取 組を怠った場合、店名の公表と併せて指示書 の店内掲示が義務付けられます。

掲示しない場合、5万円以下の過料

努めなければなりません。

③ 駐車場所有者等の責務

- ●飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示するよう 努めなければなりません。
- ▶駐車場の管理人に利用者が飲酒しているか確認 させるなど、飲酒運転を防止するための対策を講 しるよう努めなければなりません。

①~③の事業者及びタクシー事業者、 運転代行業者の責務

●来店者、利用者等が飲酒運転をするおそれがある ときは、警察官に通報しなければなりません。

●飲酒運転撲滅宣言企業・店を募集りています。●

詳しくはホームページへ

福岡県

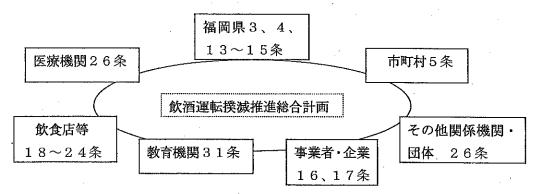
福岡県新社会推進部生活安全課 2092-643-3167 問い合わせ

飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の概要

1 本条例の制定理由・理念(前文)

- 道路交通法等による規制強化の限界
- 法は事後対策(飲酒運転者の取締り)。原因に遡った予防対策(治療と啓発) と飲酒運転の抑止対策(通報、飲食店の取組等の水際阻止)を条例で。
- 高い再犯率→ (原因) アルコール依存症か認識の甘さ (低い遵法意識)
- アルコール依存症対策と教育及び徹底した啓発の必要性

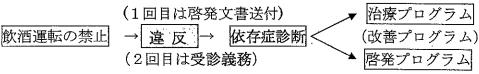
2 撲滅運動の推進体制 (26条)



- 行政機関の役割・責務(4条、5条)
- 雇用主としての役割・責務
 - ※県の機関(13条~15条)
 - ※事業者(16条)→飲酒運転撲滅宣言企業(17条)へ誘導
 - →従業員(社員)又は学生が通勤・通学途上で違反者となった場合、 その旨の通知→再発防止義務
- 医療機関の役割・責務→対策医療センターの指定(26条3項、4項)
- 教育機関の役割・責務(31条)→年齢等に応じた飲酒運転防止教育 (小学校では規範意識の育成等)

3 アルコール依存症対策と啓発措置(7条~12条)

○ 本人の義務(7条1項~10条)



※ 受診義務の履行は、受診命令→違反には過料(37条)で確保

- 家族・知人の努力義務
 - →通報又は相談(7条2項)
 - →治療等の支援又は啓発への参加(12条)

4 飲酒運転の抑止措置~特定事業者(飲食店等)の責務(18条~25条)

→飲食店、酒屋、酒類を販売するコンビニ、駐車場管理者が対象。

〈共通〉

- 啓発ポスター等の掲示等(18条1項)
- 通報義務(24条)→タクシー業務員、運転代行業者も対象

(飲食店の努力義務) (18条2項)

- ※単独の来店者の場合→車両利用の有無の確認等
- ※グループ来店者の場合→ハンドルキーパーの確認
- ※退店時の確認 (声かけ)、運転代行の紹介等
- →飲酒運転撲滅宣言の店(21条)への誘導

〈違反者が飲酒した飲食店の義務〉(19条、20条)

- 飲酒運転防止措置の実施義務(対象は違反者を出した飲食店)
 - →再度違反者を出すなど公安委員会規則に該当
 - →指示書の交付→(指示違反)→違反事実の公表と指示書掲示義務

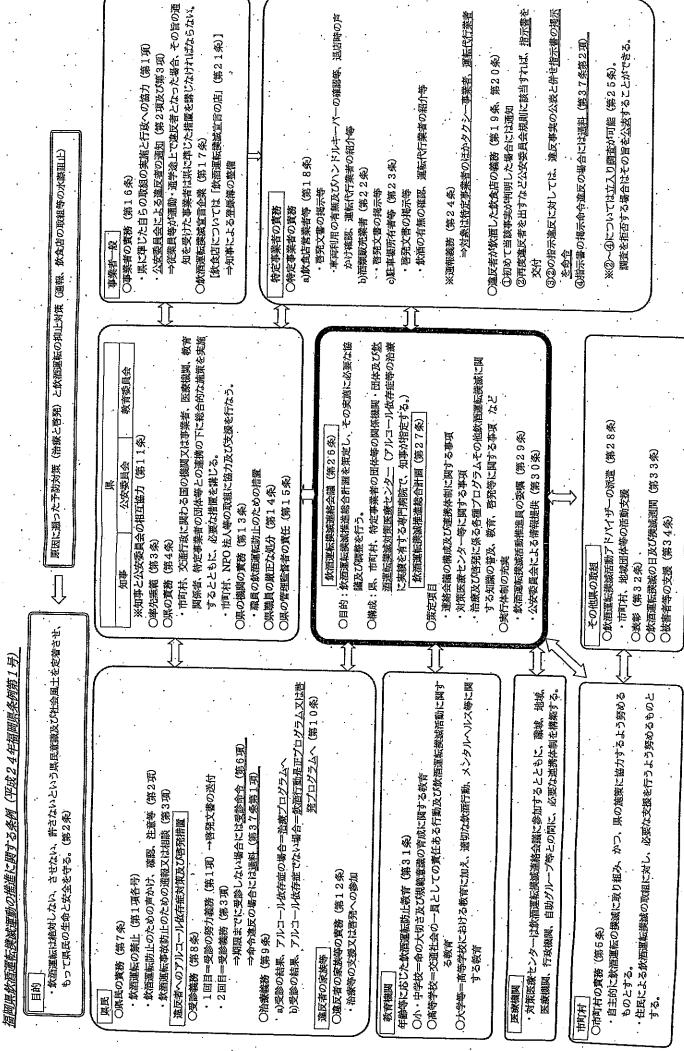


5 その他の措置、取組等

- 飲酒運転撲滅連絡会議の設置 (26条)
 - →県、市町村、飲食店等営業者の団体、対策医療センター、その他関係 の機関・団体で撲滅推進総合計画 (27条)を策定
- 飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣(28条)
 - →市町村、地域団体等の活動支援
- 表彰(32条)
- 飲酒運転撲滅の日、撲滅週間(33条)
- 被害者の支援(34条)

6 施行日等

平成24年4月1日(一部の規定は公布日から7月以内の規則で定める日)



他 県 の 飲 酒 運 転 防 止 条 例 集

頁	県	条例
P2	大分県	大分県飲酒運転根絶に関する条例 (平成 19 年 7 月 31 大分県条例第 36 号) 施行日: 平成 19 年 7 月 31 日
P4	宮城県	宮城県飲酒運転根絶に関する条例 (平成 19 年 10 月 12 日宮城県条例第 86 号) 施行日:平成 20 年 1 月 1 日
P10	山形県	山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例 (平成20年3月21日山形県条例第16号) 施行日:平成20年3月21日
P14	沖縄県	沖縄県飲酒運転根絶条例 (平成 21 年 9 月 29 日沖縄県条例第 38 号) 施行日:平成 21 年 10 月 1 日
P18	福岡県	福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例 (平成 24 年 3 月 2 日福岡県条例第 1 号) 施行日:平成 24 年 4 月 1 日,平成 24 年 9 月 21 日

大分県飲酒運転根絶に関する条例

平成十九年七月三十一日大分県条例第三十六号(議員提出条例)

(目的)

第一条 この条例は、飲酒運転根絶のための措置を講じ、県、県民及び事業者が一体 となって、飲酒運転根絶の活動を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心 して暮らすことができる県民生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 自動車等 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規 定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規 定する自転車をいう。
 - 二 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為をいう。
 - 三 事業者 県内で事業を営む個人、法人その他の団体をいう。

(県の責務)

- 第三条 県は、飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚その他飲酒運転根絶 に関する総合的な施策を実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を推進するため、次の各号の事項を定めた基本方針を策定する ものとする。
 - 一 飲酒運転根絶に関する県民及び事業者への啓発及び意識の高揚に関する事項
 - 二 飲酒運転を防止する社会環境の整備に関する事項
 - 三 その他飲酒運転根絶に関して必要な事項
- 3 県は、県民及び事業者等と連携して施策を推進するための体制を整備するとともに、飲酒運転根絶に向けた効果的な活動を実施するものとする。
- 4 県は、市町村に対して、必要に応じて施策への協力を要請するものとする。 (県民の責務)
- 第四条 県民は、県が実施する飲酒運転根絶に関する施策への協力に努めるものとする。
- 2 県民は、飲酒による危険な運転行為を発見したときは、警察官への通報などの措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業に使用する自動車等の運行に当たり、飲酒運転根絶に関し必

要な措置を講ずるとともに、安全運行の確保に努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、飲酒運転防止のための教育及び指導を行うとともに、 その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 酒類を提供する飲食店を営む者及び酒類の製造又は販売を業とする者は、店内に 飲酒運転の防止を呼びかける文書を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な 措置を講ずるよう努めるものとする。

(飲酒運転の防止に関する相談等)

第六条 県は、飲酒運転の防止に関する相談及び飲酒運転に起因する交通事故の被害 者等の相談に適切に対応するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(情報提供)

第七条 県及び公安委員会は、県民及び事業者等に対し、飲酒運転防止に関する情報 の提供を行うものとする。

(飲酒運転根絶県民運動の日)

第八条 飲酒運転根絶県民運動の日は、毎月二十日とし、県は、市町村、県民及び事業者等と連携し、飲酒運転根絶を図るために必要な施策を推進するものとする。 (表彰)

第九条 県は、飲酒運転根絶の取組に関し顕著な功労があったものを表彰するものと する。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県飲酒運転根絶に関する条例

平成十九年十月十九日宮城県条例第八十六号(議員提出条例)

私たちの生活は、「車社会」の進展とともに、利便性が向上し、経済的にも豊かさを増したが、一方で、被害者、加害者ともに大きな犠牲を払う悲惨な交通事故、中でも一人一人の取組によって防止できるはずの飲酒運転による交通事故は依然として後を絶たない状況にある。

このような中、平成十七年五月二十二日には、飲酒運転により、学校行事に参加中の高校生の尊い命が奪われる交通死傷事故が発生し、県民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。

飲酒運転の根絶は、県民すべての願いである。

車を運転する者は、飲酒運転が引き起こす事故の重大性、一瞬にして人命を奪う車の危険性を十分に認識し、最大限の注意を払って安全運転を実践しなければならない。また、車を運転しない者も、家族や友人を加害者とさせないよう、飲酒運転をさせない環境を地域社会とともにつくり上げる必要がある。

よって、私たちは、県、市町村、県民等が一体となり、「飲酒運転は犯罪」との意識のもと、「飲酒運転をしない・させない」という強い意志を持ち、飲酒運転の根絶に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、飲酒運転を根絶するために必要な措置を講ずることにより、県、 市町村及び県民等(県民、事業者等及び事業者団体をいう。以下同じ。)が一体と なって飲酒運転の根絶のための活動を推進し、もって安全で平穏な県民生活の実現 に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 飲酒運転 アルコールの摂取量にかかわらず、酒気を帯びた者が自動車を運転 する行為をいう。
 - 二 自動車等 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第 二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車 をいう。
 - 三 事業者等 法人その他の団体及び個人で県内で事業等を行うものをいう。
 - 四 事業者団体 事業者等としての共通の利益を増進することを主たる目的とす

る二以上の事業者等で構成された法人その他の団体をいう。

(県の責務)

- 第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を 有する。
- 2 県は、前項の施策の推進に当たっては市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の実情に応じた飲酒運転の根絶に関する施策を実施するために必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、市町村及び県民等と連携して第一項の施策を推進するための体制を整備するものとする。

(県民の責務)

- 第四条 県民は、飲酒運転の根絶のためには、県民一人一人の自覚が重要であることを認識するとともに、その日常生活において、次に掲げる事項を実践しなければならない。
 - 一 飲酒運転をしないこと。
 - 二 飲酒運転をさせないこと。
 - 三 酒気を帯びた者が運転する自動車等に同乗しないこと。
- 2 県民は、県及び市町村が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 県民は、飲酒運転をしている者又は飲酒運転をしている疑いのある者を発見した場合には、その旨を警察官に通報する等状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等及び事業者団体の責務)

- 第五条 事業者等及び事業者団体は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、 運転者が酒気を帯びていないことを確認する等飲酒運転を防止するために必要な 措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者等及び事業者団体は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、 指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者団体は、その団体を構成する事業者等に対し、飲酒運転の根絶に関する啓発 発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 事業者等及び事業者団体は、県及び市町村が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(飲食店営業者等の責務)

第六条 飲食店営業者等(営業の形態にかかわらず、設備を設け酒類を提供して飲食

- させる営業を行う者及びその業務に従事する者をいう。以下同じ。) は、飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対し、酒類を提供してはならない。
- 2 飲食店営業者等は、酒気を帯びた客が自動車等を運転することとなるおそれがあるときは、これを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 飲食店営業者等は、客の見やすい場所に飲食運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲食運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(駐車場所有者等の責務)

第七条 駐車場(駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第一号に規定する路上駐車場及び同条第二号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、駐車場の利用者の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

- 第八条 県は、第三条第一項の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するため の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。
- 2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 飲酒運転の根絶に関する知識の普及及び意識の高揚に関する事項
 - 二 第十五条第一項に規定する飲酒運転根絶重点区域の指定及び同条第五項に規 定する活動の実施に関する事項
 - 三 その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項
- 3 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。(飲酒運転の根絶に関する知識の普及等)
- 第九条 県は、飲酒運転の根絶に関する知識の普及及び県民等の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(飲酒運転の再発防止のための指導等)

- 第十条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、飲酒運転をした者の家族等からの相談に対して、飲酒運転の再発防止のための助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報提供)

第十一条 公安委員会は、飲酒運転の根絶のための市町村の施策及び事業者等又は事

業者団体の活動を促進するため、市町村長及び事業者等又は事業者団体に対して、次の各号に掲げる情報(特定の個人が識別される情報を除く。)を提供することができる。

- 一 市町村長に対しては、法第百十七条の二第一号又は第百十七条の二の二第一号 に該当した住民の一定区域ごとの数その他飲酒運転根絶のための施策の実施に 必要な情報
- 二 事業者等に対しては、勤務時間中であるか否かにかかわらず法第百十七条の二 第一号又は第百十七条の二の二第一号に該当した従業員の数
- 三 事業者団体に対しては、当該事業者団体を構成する事業者等の従業員であって、 勤務時間中であるか否かにかかわらず法第百十七条の二第一号又は第百十七条 の二の二第一号に該当したものの総数
- 2 前項の規定による情報の提供における具体的な区域、時期及び方法については、 公安委員会規則で定める。

(飲酒運転根絶の日等)

- 第十二条 県民等が飲酒運転の根絶について関心と理解を深めるとともに、飲酒運転の根絶に関する活動を促進するため、飲酒運転根絶の日及び飲酒運転根絶運動の日を設ける。
- 2 飲酒運転根絶の日は、五月二十二日とし、県、市町村及び県民等が一体となって、 飲酒運転の根絶についての関心と理解を深める取組を行うものとする。
- 3 飲酒運転根絶運動の日は、毎月二十二日とし、県、市町村及び県民等が一体となって、飲酒運転の根絶のための取組を行うものとする。

(飲酒運転根絶活動推進委員等)

- 第十三条 公安委員会は、飲酒運転の根絶について県民等の関心と理解を深める活動を推進するため、飲酒運転根絶活動推進委員を委嘱することができる。
- 2 飲酒運転根絶活動推進委員は、公安委員会が定める区域ごとに、地域飲酒運転根 絶活動推進委員協議会を組織するものとする。

(被害者等に対する相談支援体制の充実)

第十四条 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に適切に 対応するため、相談支援体制の充実を図るものとする。

(飲酒運転根絶重点区域等)

第十五条 知事は、公安委員会と協議して、飲酒運転の発生状況に照らし、飲酒運転 の根絶に重点的に取り組む必要があると認める区域を、飲酒運転根絶重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、当該区域を管轄 する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により重点区域を指定したときは、公表するとともに、前項の市町村長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、重点区域の指定の変更又は指定の取消について準用する。
- 5 県は、重点区域において、当該区域を管轄する市町村及び県民等と連携を図りながら協力し、飲酒運転の根絶のための巡回、啓発活動その他飲酒運転の根絶のための効果的な活動を実施するものとする。

(表彰)

第十六条 知事は、飲酒運転の根絶に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安 委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

(情報提供に関する規定の適用)

2 第十一条第一項の規定(法第百十七条の二第一号又は第百十七条の二の二第一号に該当した者に係る情報の提供の部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に法第百十七条の二第一号又は第百十七条の二の二第一号に該当した者に関する情報の提供から適用する。

山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例

平成二十年三月二十一日山形県条例第十六号(議員提出条例)

(目的)

第1条 この条例は、飲酒運転を撲滅するため、県民の意識の高揚を図り、県、県民 及び事業者が一体となった取組を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心 な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 飲酒運転 酒気を帯びた者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第 2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転 車及び同項第11号に規定する自転車等の軽車両(以下「自動車等」という。) を運転する行為をいう。
 - (2) 事業者 県内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(県の責務)

第3条 県は、飲酒運転を撲滅するための施策を総合的かつ体系的に推進する責務を 有する。

(公職にある者の率先垂範)

第4条 公職にある者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する者をいう。)及びこれに準ずる者は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むものとする。

(県民の役割)

- 第5条 県民は、飲酒運転が運転者の正常な判断を誤らせ、重大事故の原因となるものであることを自覚し、日頃から一人ひとりが飲酒運転をしない、させないという強い意思をもって、家庭や地域において飲酒運転の撲滅に自主的に取り組むものとする。
- 2 県民は、県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、日頃から飲酒運転をしない、させない、許さないことを徹底し、 従業員等に対し、飲酒運転の撲滅のための教育、指導その他必要な措置を講ずるよ

う努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努めるものとする。

(行政の役割)

- 第7条 県は、県民及び事業者の飲酒運転の撲滅に向けた主体的な活動を促進するとともに、飲酒運転の撲滅のための施策の推進に当たって、関係団体及び市町村と十分な連携を図るものとする。
- 2 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、家庭や地域における飲酒運転の撲滅のための取組を一層促進するとともに、当該市町村区域内の実情に応じた飲酒運転の撲滅のための施策を実施するよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第8条 県は、飲酒運転の検挙者数及び事故件数、県民及び事業者の取組の状況その他の飲酒運転の撲滅のための情報を積極的に提供するとともに、県民及び事業者が自覚を持って飲酒運転の撲滅に取り組めるよう、飲酒運転の撲滅のための普及啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(特定の事業者の努力義務)

- 第9条 旅客自動車運送事業を経営する者、貨物自動車運送事業を経営する者その他の自動車等を運行することを主たる事業とする事業者は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認するよう努めるものとする。
- 2 酒類を提供する飲食店を営む者、酒類販売業者その他の酒類を取り扱う者及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で有料のものを所有し、又は管理する者は、利用者に見えやすい場所に飲酒運転の撲滅を呼びかける文書等を掲示する等、飲酒運転の撲滅のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 タクシー事業者、自動車運転代行業者その他の飲酒運転を防止する手段となり得る事業を営む者は、飲酒運転の撲滅に向け、自らの事業の活用促進のための広報活動の充実などに努めるものとする。

(再発防止)

第10条 県は、飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講ずる ものとする。

(被害者等の支援体制)

第11条 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に応じる

など適切に対応するものとする。

2 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等に対して援助を行う団体の活動が促進されるよう、情報の提供等に十分配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県飲酒運転根絶条例

平成二十一年九月二十九日条例第三十八号(議員提出条例)

(目的)

第1条 この条例は、飲酒運転を根絶するために必要な措置を講ずることにより、県及び県民等(県民、事業者等及び事業者団体をいう。以下同じ。)が一体となって 飲酒運転の根絶を図り、もって飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 県民 県内に居住する者及び滞在する者すべてをいう。
- (2) 事業者等 法人その他の団体及び個人で県内において運輸業、建設業、交通 安全協会、町内会、駐車場その他の事業を行うものをいう。
- (3) 事業者団体 事業者等としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者等で構成された法人その他の団体をいう。
- (4) 自動車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に 規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の 2に規定する自転車をいう。
- (5) 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為をいう。 (県の青務)

第3条 県は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第4条の規定に基づき策定し、及び実施する飲酒運転の根絶に関する総合的な施策の推進に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の実情に応じた飲酒運転の根絶に関する施策を実施するために必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

(公職にある者の率先垂範)

第4条 公職にある者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する 者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する沖縄県職員を いう。)は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲 酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶 に率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、飲酒が自動車等の正常な運転に影響を及ぼし、重大な交通事故の原因となることを自覚し、日頃から一人一人が飲酒運転をしない、させない、許さないという強い意志を持って、家庭や地域、職場の日常生活及び活動において飲酒運転を根絶するための取組に努めるものとする。
- 2 県民は、県又は事業者等若しくは事業者団体が実施する飲酒運転の根絶に関する 施策又は取組に協力するよう努めるものとする。
- 3 県民は、飲酒運転をしている者又は飲酒運転をすることになるおそれのある者に対し、飲酒運転をしないよう声かけをするなど状況に応じた適切な対応を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等及び事業者団体の責務)

- 第6条 事業者等及び事業者団体は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、 運転者が酒気を帯びていないことを確認するなど飲酒運転を防止するために必要 な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者等及び事業者団体は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、 指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者団体は、その団体を構成する事業者等に対し、飲酒運転の根絶に関する啓 発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 事業者等及び事業者団体は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(飲食店営業者等の責務)

- 第7条 飲食店営業者等(営業の形態にかかわらず、設備を設け酒類を提供して飲食させる営業を行う者及びその業務に従事する者をいう。以下同じ。)は、県又は事業者等若しくは事業者団体が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。
- 2 飲食店営業者等は、酒気を帯びた客が自動車等を運転することになるおそれがあるときは、飲酒運転をしないよう声かけをするなど状況に応じた適切な対応を講ずるよう努めるものとする。
- 3 飲食店営業者等は、客の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示するなど飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (駐車場所有者等の責務)
- 第8条 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路 上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。)を所有し、及 び管理する者は、駐車場の利用者の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文

書等を掲示するなど飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

- 第9条 県は、第3条の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本 方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。
- 2 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。(飲酒運転の根絶に関する知識の普及等)
- 第10条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶に関する知識の普及及び県民等の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(飲酒運転の再発防止のための指導等)

- 第11条 沖縄県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、基本方針に基づき、 飲酒運転の再発防止のため、飲酒運転をした者に対し、指導、教育、指導書の交付 その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 公安委員会は、基本方針に基づき、飲酒運転をした者が酒類を提供する飲食店で 飲酒後の飲酒運転であったことが判明した場合には、飲酒運転をした者が再度飲酒 運転を行わないようにするため、当該酒類を提供した飲食店営業者等に対して、指 導書の交付その他必要な指導を行うものとする。
- 3 前 2 項の指導、教育、その他必要な措置については、公安委員会規則で定めるものとする。

(飲酒運転の再発防止のための措置)

- 第12条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転をした者及びその家族等からの相談に対して、飲酒運転の再発防止のための助言その他必要な措置を講ずるものとする。 (情報提供)
- 第13条 公安委員会は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶のための市町村の施策 及び事業者等又は事業者団体による自主的な活動を促進するため、次の各号に掲げ る飲酒運転に関する情報を市町村の区域別に作成し、インターネットの利用その他 の適切な方法により、公表することができる。
- (1) 飲酒運転による交通事故の発生件数(3か月ごとの発生件数をいう。)
- (2) 飲酒運転違反者の人数(3か月ごとの違反者数をいう。)
- 2 公安委員会は、前項の規定により公表した情報に関し、市町村又は事業者等若しくは事業者団体から、提供するよう求めがあったときは、前項各号に掲げる情報をこれらのものに提供することができる。

(飲酒運転の根絶運動の日)

第14条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶運動の日を毎月1日と定め、県 民等と連携し、飲酒運転の根絶のための必要な施策を推進するものとする。

(体制の整備)

第15条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶について県民等の関心と理解を 深める活動を推進するための体制を整備するものとする。

(取組状況の公表)

第16条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶に関する施策の取組状況、効果 等について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事及び公安委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

平成二十四年三月二日福岡県条例第一号(議員提出条例)

目次

前文

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 行政及び地域社会の責務(第四条 第六条)

第三章 県民の責務等(第七条 第十二条)

第四章 県の機関、事業者等の責務(第十三条 第十七条)

第五章 特定事業者の責務(第十八条 第二十五条)

第六章 飲酒運転撲滅のための措置(第二十六条 第三十三条)

第七章 雑則(第三十四条 第三十六条)

第八章 罰則(第三十七条)

附則

本県では、平成十八年八月、飲酒運転により幼い三人の命が突然奪われるという悲惨な事故が発生し、県民は、飲酒運転のおそろしさに大きな衝撃を受け、飲酒運転は絶対に許さないと決意したところである。しかしながら、その後、法令による厳罰化が進み、取締りの努力が続けられているにもかかわらず、平成二十三年二月の男子高校生二人をはじめ犠牲者が続き、今もなお、飲酒運転事故が後を絶たない状況にある。

また、飲酒運転による検挙者の半数が再犯者と推定されていることから、残念ながら常習的に飲酒運転を繰り返す県民の存在を否定できず、現行法令により道路交通の現場において行われる取締りだけでは、現状を打破することは困難である。

このような憂慮すべき状況の背景には、飲酒運転の危険性と結果の重大性に対する 社会的な認識の甘さがあることを指摘する声があり、まず、常習者の徹底的な自己啓 発と県民意識、社会風土の改革が急がれるところである。しかし、一方で、飲酒運転 による検挙者の中には、アルコール依存症が疑われる方も多数存在することが判明し ており、このような疾病の場合には、啓発は功を奏しないとされている。

したがって、飲酒運転の撲滅のためには、取締りの強化だけではなく、まず、検挙者ひとりひとりの特性に応じた適切な予防措置を講じ、二度と飲酒運転を繰り返させないことが重要である。また、飲食店等において、運転者に飲酒をさせないための取組を進めることも不可欠である。

もはや、私たちは、県民の生命と安全が日々脅かされている事態をこのまま看過す

ることはできない。

よって、ここに、県民が飲酒運転に至る経緯を見据えた適切な対策を講じるとともに、飲酒運転撲滅のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、飲酒運転のない、県民が安心して暮らせる社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県、市町村、関係機関及び団体が連携し、県民と一丸となって 飲酒運転撲滅運動を推進するため必要な事項を定めることにより、飲酒運転は絶対 しない、させない、許さないという県民意識及び社会風土を定着させ、もって県民 の生命と安全を守ることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 県職員 県の執行機関及び議会(以下「県の機関」という。)の事務を補助する職員で、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。
 - 二 管理監督者 県職員のうち、部下の職員を管理監督する地位にある職員で、係 長又は係長相当職以上の職にある者をいう。
 - 三 車両 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車をいう。
 - 四 飲酒運転 酒気を帯びて車両を運転する行為をいう。
 - 五 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
 - 六 飲食店営業者 営業の形態にかかわらず、店舗その他の設備(以下「飲食店等」という。)において酒類を提供して飲食させる営業(以下「飲食店営業」という。)を行う者(当該飲食店等の責任者を含む。)をいう。
 - 七 飲食店営業者等 飲食店営業者及び当該飲食店営業に従事する者をいう。
 - 八 酒類販売業者 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第九条第一項に規定する販売業免許を受けて酒類を販売する者をいう。
 - 九 駐車場所有者等 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第一号に規定 する路上駐車場及び同条第二号に規定する路外駐車場(以下「駐車場」と総称す る。)を所有又は管理する者をいう。

十 特定事業者 飲食店営業者、酒類販売業者及び駐車場所有者等をいう。

(平二四条例二・一部改正)

(率先垂範)

- 第三条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚するとともに、飲酒運転は絶対しない、させない、許さないという固い決意をもって、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むものとする。
- 2 前項の規定に反し飲酒運転を行った者は、その行為が飲酒運転撲滅に向けた県民 の努力及び本県の名誉を著しく毀損するものであることを自覚し、本県への信頼を 回復するよう適切に行動するものとする。

第二章 行政及び地域社会の責務

(県の責務)

- 第四条 県は、市町村、交通行政に関わる国の機関又は事業者、医療機関、教育関係者、特定事業者の団体その他飲酒運転の撲滅に取り組む諸団体との連携の下に、飲酒運転の撲滅に向けた施策を総合的に実施するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 県は、市町村、特定非営利活動法人、地域の住民団体等による飲酒運転撲滅のための取組に対し、必要に応じ、専門家の派遣、研修の実施、情報の提供その他の方法により協力及び支援を行うものとする。

(市町村の責務)

- 第五条 市町村は、県とともに、住民の生命と安全の確保について重大な責務を負う ものであることを踏まえ、自主的に飲酒運転の撲滅に取り組み、かつ、県の施策に 協力するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の住民による飲酒運転撲滅の取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(法令上の権限行使に係る配慮)

第六条 知事及び公安委員会は、所管する法令上の権限でこの条例の規定に基づく措置、取組等に関連するものを行使するに当たっては、関係者に対し、この条例の趣旨及び当該措置、取組等に関する説明を行い、協力を要請するなど、当該法令に反しない範囲で、この条例の目的達成に資する措置を併せて講じるよう配慮するものとする。

第三章 県民の責務等

(県民の責務)

- 第七条 車両の運転を行う県民は、飲酒が車両の正常な運転を妨げ、重大な事故の原因となるものであることを自覚し、日常生活において次の事項を厳守しなければならない。
 - 車両を運転する必要があり、又は必要となることが見込まれるときは、飲酒しないこと。
 - 二 アルコールが身体に及ぼす影響について正しく理解するように努め、飲酒したときは、その影響がなくなるまで、いかなる理由があっても車両を運転しないこと。
 - 三 アルコール依存症であるとき又は常習飲酒、大量飲酒等の不適切な飲酒行動 (以下「問題飲酒行動」という。)があるときは、飲酒運転を防止するため、治 療又は問題飲酒行動の是正に努めること。
- 2 県民は、飲酒運転はしない、させない、許さないことが県民共通の願いであり、 責務であることを自覚し、家族又は知人が飲酒運転を行うおそれがあると認めたと きは、これを阻止するため、声かけ、確認、注意等、所要の措置を講じるよう努め るものとする。
- 3 県民は、家族又は知人が飲酒運転を現に行おうとし、又は行ったときは、事故を防止するため、警察官に通報又は相談するよう努めるものとする。 (受診義務等)
- 第八条 前条第一項第二号の規定に反して飲酒運転を行い、道路交通法第百十七条の 二第一号又は同法第百十七条の二の二第一号に規定する状態にあることが認められた者(以下「違反者」という。)は、知事が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けるよう努めるものとする。
- 2 知事は、前項の違反者に対し、指定する医療機関に関する事項、第七条第一項の 規定の趣旨の理解に資する事項その他必要と認める事項を記載した書面を送付す るものとする。
- 3 第一項の違反者が規則で定める期間内に再び違反者となったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、知事が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受け、その結果を報告しなければならない。
 - 一 第一項の規定に基づき受診した医療機関の診断書(規則で定める期間内のものに限る。)を提出したとき。
 - 二 既にアルコール依存症であることが判明しているとき。
 - 三 その他規則で定めるとき。
- 4 前項の報告は、受診した医療機関を通じて行うことができる。

- 知事は、規則で定めるところにより、第三項の規定に従い受診及び報告を行うべ き旨と受診の期限を違反者に通知するものとする。この場合において当該違反者は、 正当な理由があるときに限り、期限の変更を申し出ることができる。
- 6 知事は、前項の通知を受けた違反者が、正当な理由がなく同項の期限までに受診 しないときは、期限を定めて受診を命ずることができる。

(治療義務)

- 第九条 前条第三項又は第六項の規定による受診の結果アルコール依存症と診断さ れた違反者(前条第三項第一号に規定する診断書においてアルコール依存症と診断 された者及び同項第二号に該当する者を含む。) は、将来にわたり再び車両を運転 することがない場合を除き、知事が指示するところにより専門病院において治療を 受け、その状況を報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の違反者がアルコール依存症の治療を受けず、又は治療を継続しな いときは、必要な治療を受けるよう勧告することができる。

(平二四条例二・一部改正)

(飲酒行動是正等の取組義務)

- 第十条 第八条第三項の規定に該当することとなった違反者のうち、前条第一項の規 定に該当する違反者以外の者は、受診した医師の意見等を勘案し、知事が推奨する 飲酒行動是正プログラム又は飲酒運転撲滅のための啓発的社会活動等のプログラ ム(以下「啓発プログラム」という。)のいずれかに参加しなければならない。 (知事及び公安委員会の相互協力)
- 第十一条 公安委員会は、知事が第八条から前条までの規定に基づく事務を遂行する 上で必要となる違反者情報の提供その他の協力を行うものとし、知事は、当該事務 の遂行状況に関する情報を公安委員会に提供するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、知事及び公安委員会は、この条例の規定に基づく措 置の実施に関し緊密な連携を保ち、相互に協力するものとする。

(違反者の家族等の責務)

- 第十二条 違反者が、第八条から第十条までの規定により受診し、若しくは治療し、 又は飲酒行動是正プログラムに参加する場合において、その家族は、違反者の受診、 治療又は飲酒行動の是正を促し、支援することにより、その目的達成に協力するよ う努めるものとする。
- 2 違反者が第十条の規定により啓発プログラムに参加する場合には、知事は、啓発 の効果をより高めるため、違反者の家族も共に参加できるよう配慮するものとする。 第四章 県の機関、事業者等の責務

(県の機関の責務)

- 第十三条 県の機関は、その事務の用に供する車両の運行に当たり、運転者が酒気を 帯びていないことを確認する等、県職員が業務上飲酒運転を行うことを防止するた めに必要な措置を講じるものとする。
- 2 県の機関は、県職員及び公立学校の教員に対し、飲酒運転の撲滅に関する研修、 指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県職員の厳正な処分)

第十四条 県職員が飲酒運転を行ったときは、知事その他の任命権者(以下単に「任命権者」という。)は、行為の態様及び悪質性等に応じ、懲戒免職処分を含めて厳正に対処しなければならない。

(県の管理監督者の責任)

- 第十五条 管理監督者は、職場から飲酒運転を行う職員を絶対に出さないとの決意の下、任命権者が別に定めるところにより、職場における飲酒運転撲滅対策に徹底して取り組むものとする。
- 2 前条の規定により飲酒運転を行った県職員を処分する場合において、当該職員の 管理監督者が前項の取組を著しく怠ったときは、任命権者は、併せてその管理監督 上の責任も問うものとする。

(事業者の責務等)

- 第十六条 事業者は、県の機関に準じて第十三条に定める措置を講じるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する飲酒運転撲滅のための取組に協力するよう努めるものとする。
- 2 公安委員会は、違反者の飲酒運転が通勤又は通学の途上であったときは、違反者の通勤先又は通学先である事業者にその旨を通知することができる。
- 3 前項の通知を受けた事業者は、当該違反者が再び飲酒運転をすることがないよう、 第十三条に定める措置に準じた措置を講じなければならない。

(飲酒運転撲滅宣言企業)

- 第十七条 事業者は、飲酒運転の撲滅を宣言し、次に掲げる事項を記載した飲酒運転 撲滅推進計画の策定等、この条例の趣旨に則した取組を行うよう努めるものとする。
 - 一 管理体制に関する事項
 - 二 社内処分に関する事項
 - 三 従業員等に対する啓発、飲酒に係る検診等に関する事項
 - 四 その他必要な事項
- 2 知事は、前項の宣言を行った事業者(以下「飲酒運転撲滅宣言企業」という。)

- がその旨を届け出たときは、登録簿に登載するとともに、当該登録簿を常に公にしておくものとする。
- 3 飲酒運転撲滅宣言企業は、飲酒運転撲滅推進計画を策定したときは、その実施に 努めるものとする。
- 4 知事は、県が発注する請負、委託、物品の納入又は役務の提供に関する契約の相 手方で、その業務上車両を利用する者に対し、前三項の規定の趣旨を説明するとと もに、飲酒運転撲滅推進計画の策定に関し必要な情報の提供等に努めるものとする。 第五章 特定事業者の責務

(飲食店営業者等の責務)

- 第十八条 飲食店営業者は、県、市町村等が提供する飲酒運転撲滅に関する立て看板、ステッカー、ポスター等(以下「啓発文書」という。)を各飲食店等の来店者によく見える場所に掲示するとともに、当該飲食店等では車両を運転する者には酒類を提供しない旨を全ての来店者に見える方法で表示するよう努めるものとする。
- 2 駐車場を設置する飲食店等において、飲食店営業者等は、車両利用の来店者の飲 酒運転を防止するため、次の各号に規定する措置を講じるよう努めるものとする。
 - 一 酒類の提供を求める来店者に車両利用の有無を確認すること。
 - 二 前号の来店者が車両利用であったときは、次の例により対応すること。
 - イ 来店者が単独の場合には運転代行の利用その他帰宅の方法の申告を求め、申告がないときは酒類を提供しないこと。
 - ロ 来店者が複数人の場合には帰宅時の運転者の申告を求め、申告がないときは 全員に対し、申告されたときは申告された当該運転者に対して酒類を提供しな いこと。
 - 三 飲酒した来店者が退店するときは、前号の措置で申告された方法が履行されることの確認、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する自動車運転代行業者(以下「運転代行業者」という。)の紹介等の方法により、飲酒した来店者が車両を運転することを防止すること。
 - 四 設置した駐車場については、第二十三条の規定の例により管理すること。 (飲酒運転防止措置の指示等)
- 第十九条 公安委員会は、違反者が飲酒した飲食店等が判明したときは、公安委員会 規則で定めるところにより、当該飲食店等の飲食店営業者に対しその旨を通知する ものとする。
- 2 公安委員会は、前項の規定による通知を受けた飲食店営業者が、当該飲食店等に

おける営業に関し公安委員会規則で定める基準に該当すると認めるときは、当該飲食店営業者に対し、飲酒運転を防止するために講じるべき措置を指示することができる。

- 3 前項の指示は、書面(以下「指示書」という。)をもって行うものとする。 (指示違反に対する措置)
- 第二十条 公安委員会は、前条第二項の規定により飲酒運転防止に関する措置の実施 を指示された飲食店等営業者が、当該措置を実施していないと認めるときは、公安 委員会規則で定めるところにより、その旨を公表するとともに、期間を定めて前条 第三項の指示書の掲示を命ずることができる。
- 2 前項の規定により指示書の掲示を命じられた飲食店等営業者は、当該指示書を、 定められた期間、来店者によく見える場所に掲示しなければならない。

(飲酒運転撲滅宣言の店)

- 第二十一条 飲食店営業者は、経営する飲食店等において第十八条第二項の規定の例 による措置を講じることにより飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言を行うよう努 めるものとする。
- 2 知事は、飲食店営業者が前項の宣言を記載した書面を提出したときは当該飲食店 を飲酒運転撲滅宣言登録簿に登載するとともに、当該登録簿を常に公にしておくも のとする。
- 3 飲食店営業者は、飲酒運転撲滅宣言の店において、前項の書面に記載した事項を 遵守しなければならない。

(酒類販売業者等の責務)

第二十二条 酒類販売業者及びその店舗等の責任者は、来店者又は利用者によく見える場所に啓発文書を掲示するよう努めるものとする。

(駐車場所有者等の責務)

- 第二十三条 駐車場所有者等は、全ての利用者からよく見える場所に啓発文書を掲示 するよう努めるものとする。
- 2 車両の出入りを管理する従業員を置く駐車場の駐車場所有者等は、当該従業員に、 飲酒の疑いがある利用者には飲酒の有無を確認し、飲酒していることが明らかな利 用者には運転代行業者の利用を勧めるなど、利用者の飲酒運転を阻止するため、所 要の措置を講じるよう努めさせるものとする。

(通報義務)

第二十四条 特定事業者及びその業務に従事する者並びにタクシー業務適正化特別 措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第二条第四項に規定するタクシー事業者又 は運転代行業者が行う業務に従事する者は、来店者、利用者等が飲酒運転をするお それがあると認めるときは、これを制止し、飲酒運転を現認したときは警察官に通 報しなければならない。

(立入り調査等)

- 第二十五条 公安委員会は、第十九条第二項の規定に基づく指示又は第二十条第一項 の規定に基づく掲示命令に関し必要があると認めるときは、警察職員に、当該飲食 店等に立ち入り、関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は質問させる ことができる。
- 2 前項の規定により立ち入る場合、当該警察職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 前二項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 公安委員会は、飲食店営業者等が第一項の立入等を拒否するときは、その旨を公表することができる。

第六章 飲酒運転撲滅のための措置

(飲酒運転撲滅連絡会議の設置等)

- 第二十六条 県は、知事が別に定めるところにより、県の執行機関、市町村、特定事業者の団体等、この条例の規定に基づく措置、取組等に関係する機関又は団体に属する者で構成される飲酒運転撲滅連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
- 2 連絡会議は、飲酒運転撲滅推進総合計画を策定し、その実施に関し必要な協議及び調整を行うものとする。
- 3 アルコール依存症及び問題飲酒行動に関する対策を推進するため、知事は、アルコール依存症等の治療に実績を有する専門病院を飲酒運転撲滅対策医療センター (以下「対策医療センター」という。)に指定するものとする。
- 4 対策医療センターは、連絡会議に参加するとともに、職域、地域、医療機関、行政機関、アルコール依存症等に係る自助グループ(同じ困難を有する者が自発的に参加し、相互支援及び扶助を行う集団をいう。)等との間において、アルコール依存症及び問題飲酒行動に該当する者をその治療又は是正に関する各種のプログラムに誘導するための連携体制を構築するものとする。

(飲酒運転撲滅推進総合計画)

- 第二十七条 前条第二項に規定する飲酒運転撲滅推進総合計画には、この条例に別に 定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 連絡会議の構成及び連携体制に関する事項

- 二 対策医療センター等に関する事項
- 三 第九条第一項の規定による治療に関するプログラム、飲酒行動是正プログラム、 啓発プログラムその他飲酒運転撲滅に関する知識の普及、教育、啓発等に関する 事項
- 四 その他飲酒運転の撲滅に関する事項
- 2 知事は、前項の計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表するものとする。

(飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣)

第二十八条 県は、飲酒運転撲滅活動に関する知識又は経験を有する者を飲酒運転撲滅活動アドバイザーとして登録し、飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、事業者、特定事業者等の求めに応じ派遣するものとする。

(飲酒運転撲滅活動推進員)

- 第二十九条 県は、飲酒運転撲滅推進総合計画の実行体制を充実させるため、飲酒運 転撲滅活動推進員を委嘱し、同計画に定める諸活動に従事させることができる。 (情報提供)
- 第三十条 公安委員会は、連絡会議の構成員の求めに応じ、飲酒運転の検挙者数、事故件数及びこれらの地域又は職域ごとの内訳等、飲酒運転撲滅のための施策に関し必要な情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(飲酒運転防止教育)

- 第三十一条 この条例の趣旨を将来にわたって県民に定着させるため、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育機関においては、児童、生徒、学生等の年齢、生活環境等を踏まえ、飲酒運転の防止に関する教育及び次の各号に掲げる教育を実施するものとする。
 - 一 小学校及び中学校にあっては、命の大切さ及び規範意識の育成に関する教育
 - 二 高等学校にあっては、各種免許を取得できる年齢に達すること等を踏まえ、交通社会の一員としての責任ある行動及び飲酒運転撲滅活動に関する教育
 - 三 大学等にあっては、前号に規定する教育及び適切な飲酒行動、メンタルヘルス等に関する教育
- 2 前項第一号及び第二号の教育を実施するに当たっては、できる限り保護者にも参加を求めるものとする。

(表彰)

第三十二条 知事は、飲酒運転撲滅活動に関して特に優れた取組を行い、又は特に顕著な功績があったものを表彰することができる。

(飲酒運転撲滅の日及び撲滅週間)

第三十三条 県は、飲酒運転撲滅運動の推進について県民の関心と理解を深めるため に飲酒運転撲滅の日及び撲滅週間を設け、飲酒運転撲滅推進総合計画に定めるとこ るにより、その趣旨にふさわしい取組を実施するものとする。

第七章 雑則

(被害者等の支援等)

- 第三十四条 県は、飲酒運転による交通事故の被害者及びその家族等(以下「被害者等」という。)からの相談に適切に対応するため、窓口の設置その他の支援体制を整備するものとする。
- 2 県は、飲酒運転の撲滅のための取組及び措置に被害者等が参加できるよう配慮するとともに、被害者等に対して支援を行う団体の活動が促進されるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(意見の聴取)

- 第三十五条 任命権者が第十四条及び第十五条第二項の規定により県職員を処分するときは、任命権者が別に定めるところにより、あらかじめ、処分の相手方に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 公安委員会が第二十条第一項の規定に基づき指示違反の事実を公表するとき、又は第二十五条第四項の規定に基づき立入等の拒否の事実を公表するときは、あらかじめ、対象となる飲食店営業者に意見を述べる機会を与えなければならない。 (規則への委任)
- 第三十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事、公安委員会又は教育委員会の規則で定める。

第八章 罰則

(過料)

- 第三十七条 第八条第六項の規定による命令に違反し、アルコール依存症に関する受診を行わない者は、五万円以下の過料に処する。
- 2 第二十条第一項の規定による掲示命令に違反した飲食店営業者は、五万円以下の 過料に処する。

附則

(施行日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八条から第十二条 まで、第十六条第二項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十五条、第二十八条、 第三十五条第二項並びに第三十七条の規定は、公布の日から起算して七月を超えな い範囲内において規則で定める日から施行する。

(平二四条例二・一部改正)

(平成二四年規則第二七号で平成二四年九月二一日から施行)

(この条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第一条の目的達成状況を評価した上で、この条例の施行後三年以内に見直しを行うものとする。

附 則(平成二四年条例第二号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

他県の飲酒運転防止条例項目比較表

【前文】] •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	
【目的】] •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3	
【定義】] •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	4	
【県の	責利	务】	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	7	
【市町村	村 (の責	野	为 •	衫	注]	•	•	•	•	•	Р	9	
【公職	者(ひዻ	产件	ĒΞ	筆	Í	•	•	•	•	•	•	Р	1	(
【県民の	のす	麦	务・	谷	洼	IJ]	•	•	•	•	•	•	Р	1	
【事業	者(の責	野	为 •	衫	注]	•	•	•	•	•	Р	1	
【飲食》	古美	業者	₹Ø.)責	矛	务】	•	•	•	•	•	•	Р	1	
【酒類	返う	売者	₹Ø.)責	矛	务】	•	•	•	•	•	•	Р	1	8
【駐車	昜	听有	す者	ξŒ.)]	影	5】	•	•	•	•	•	Р	1	(
【運送	事	業者	₹Ø.)責	矛	务】	•	•	•	•	•	•	Р	2	(
【基本】	方針	計】	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	
【知識(の音		ኔ]	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	
【再発	疠⊥	上指	昔置	1	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	
【相談、	. 3	支接	爰】	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	4
【情報	是信	共】	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	
【体制图	整体	秿】	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	8
【運動の	カE	∃]	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	•
【表彰】] •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3	(
【委任	規定	主】	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3	
【文書等	等(ひね	易示	₹]	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3	

【前文】

宮城県

私たちの生活は、「車社会」の進展とともに、利便性が 向上し、経済的にも豊かさを増したが、一方で、被害者、 加害者ともに大きな犠牲を払う悲惨な交通事故、中でも一 人一人の取組によって防止できるはずの飲酒運転による 交通事故は依然として後を絶たない状況にある。

このような中、平成十七年五月二十二日には、飲酒運転|状況にある。 により、学校行事に参加中の高校生の尊い命が奪われる交 たらした。

飲酒運転の根絶は、県民すべての願いである。

車を運転する者は、飲酒運転が引き起こす事故の重大| 性、一瞬にして人命を奪う車の危険性を十分に認識し、最一 大限の注意を払って安全運転を実践しなければならない。 また、車を運転しない者も、家族や友人を加害者とさせな いよう、飲酒運転をさせない環境を地域社会とともにつく り上げる必要がある。

よって、私たちは、県、市町村、県民等が一体となり、 「飲酒運転は犯罪」との意識のもと、「飲酒運転をしない・ させない」という強い意志を持ち、飲酒運転の根絶に向け て取り組むことを決意し、この条例を制定する。

福岡県

本県では、平成十八年八月、飲酒運転により幼い三人の命が突然奪われるという 悲惨な事故が発生し、県民は、飲酒運転のおそろしさに大きな衝撃を受け、飲酒運 転は絶対に許さないと決意したところである。しかしながら、その後、法令による 厳罰化が進み、取締りの努力が続けられているにもかかわらず、平成二十三年二月 の男子高校生二人をはじめ犠牲者が続き、今もなお、飲酒運転事故が後を絶たない。

また、飲酒運転による検挙者の半数が再犯者と推定されていることから、残念な |通死傷事故が発生し、 県民に大きな衝撃と深い悲しみをも↓がら常習的に飲酒運転を繰り返す県民の存在を否定できず、現行法令により道路交| 通の現場において行われる取締りだけでは、現状を打破することは困難である。

> このような憂慮すべき状況の背景には、飲酒運転の危険性と結果の重大性に対す る社会的な認識の甘さがあることを指摘する声があり、まず、常習者の徹底的な自 己啓発と県民意識、社会風土の改革が急がれるところである。しかし、一方で、飲 酒運転による検挙者の中には、アルコール依存症が疑われる方も多数存在すること が判明しており、このような疾病の場合には、啓発は功を奏しないとされている。

> したがって、飲酒運転の撲滅のためには、取締りの強化だけではなく、まず、検 挙者ひとりひとりの特性に応じた適切な予防措置を講じ、二度と飲酒運転を繰り返 させないことが重要である。また、飲食店等において、運転者に飲酒をさせないた めの取組を進めることも不可欠である。

> もはや、私たちは、県民の生命と安全が日々脅かされている事態をこのまま看過 することはできない。

> よって、ここに、県民が飲酒運転に至る経緯を見据えた適切な対策を講じるととも に、飲酒運転撲滅のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、飲酒運 転のない、県民が安心して暮らせる社会を実現するため、この条例を制定する。

【目的】

大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)
第一条 この条例は、飲	第一条 この条例は、飲	第1条 この条例は、飲	第1条 この条例は、飲	第一条 この条例は、
酒運転根絶のための	酒運転を根絶するた	酒運転を撲滅するた	酒運転を根絶するた	県、市町村、関係機関
措置を講じ、県、県民	めに必要な措置を講	め、県民の意識の高揚	めに必要な措置を講	及び団体が連携し、県
及び事業者が一体と	ずることにより、県、	を図り、県、県民及び	ずることにより、県及	民と一丸となって飲
なって、飲酒運転根絶	市町村及び県民等(県	事業者が一体となっ	び県民等 (県民、事業	酒運転撲滅運動を推
の活動を推進するこ	民、事業者等及び事業	た取組を推進するこ	者等及び事業者団体	進するため必要な事
とにより、飲酒運転の	者団体をいう。以下同	とにより、飲酒運転の	をいう。以下同じ。)	項を定めることによ
ない安全で安心して	じ。) が一体となって	ない安全で安心な県	が一体となって飲酒	り、飲酒運転は絶対し
暮らすことができる	飲酒運転の根絶のた	民生活の実現に寄与	運転の根絶を図り、も	ない、させない、許さ
県民生活の実現を図	めの活動を推進し、も	することを目的とす	って飲酒運転のない	ないという県民意識
ることを目的とする。	って安全で平穏な県	る。	安全で安心な県民生	及び社会風土を定着
	民生活の実現に寄与		活を実現することを	させ、もって県民の生
	することを目的とす		目的とする。	命と安全を守ること
	る。			を目的とする。

【定義】

_【疋莪】				
大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(定義)	(定義)	(定義)	(定義)	(定義)
第二条 この条例におい	第二条 この条例におい	第2条 この条例におい	第2条 この条例におい	第二条 この条例におい
て次の各号に掲げる用	て、次の各号に掲げる用	て、次の各号に掲げる用	て、次の各号に掲げる用	て、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当	語の意義は、当該各号に	語の意義は、当該各号に	語の意義は、それぞれ当	語の意義は、それぞれ当
該各号に定めるところ	定めるところによる。	定めるところによる。	該各号に定めるところ	該各号に定めるところ
による。	一 飲酒運転 アルコ	(1) 飲酒運転 酒気	による。	による。
一 自動車等 道路交	ールの摂取量にかか	を帯びた者が道路	(1) 県民 県内に居住	一 県職員 県の執行
通法(昭和三十五年法	わらず、酒気を帯びた	交通法(昭和35年	する者及び滞在する	機関及び議会(以下
律第百五号)第二条第	者が自動車を運転す	法律第105号)第	者すべてをいう。	「県の機関」という。)
一項第九号に規定す	る行為をいう。	2 条第 1 項第 9 号	(2) 事業者等 法人そ	の事務を補助する職
る自動車、同項第十号	二 自動車等 道路交	に規定する自動車、	の他の団体及び個人	員で、地方公務員法
に規定する原動機付	通法(昭和三十五年法	同項第10号に規	で県内において運輸	(昭和二十五年法律
自転車及び同項第十	律第百五号。以下「法」	定する原動機付自	業、建設業、交通安全	第二百六十一号)第三
一号の二に規定する	という。) 第二条第一	転車及び同項第 1	協会、町内会、駐車場	条第二項に規定する
自転車をいう。	項第九号に規定する	1号に規定する自	その他の事業を行う	一般職に属する職員
二 飲酒運転 酒気を	自動車及び同項第十	転車等の軽車両(以	ものをいう。	をいう。
帯びて自動車等を運	号に規定する原動機	下「自動車等」とい	(3) 事業者団体 事業	二 管理監督者 県職
転する行為をいう。	付自転車をいう。	う。) を運転する行	者等としての共通の	員のうち、部下の職員
三 事業者 県内で事	三 事業者等 法人そ	為をいう。	利益を増進すること	を管理監督する地位
業を営む個人、法人そ	の他の団体及び個人	(2) 事業者 県内で	を主たる目的とする	にある職員で、係長又
の他の団体をいう。	で県内で事業等を行	事業を営む個人及	2 以上の事業者等で	は係長相当職以上の
	うものをいう。	び法人その他の団	構成された法人その	職にある者をいう。
	四 事業者団体 事業	体をいう。	他の団体をいう。	三 車両 道路交通法
	者等としての共通の		(4) 自動車等 道路交	(昭和三十五年法律
	利益を増進すること		通法(昭和35年法律	第百五号)第二条第一
	を主たる目的とする		第105号)第2条第	項第九号に規定する
	二以上の事業者等で		1項第9号に規定す	自動車、同項第十号に

構成された法人その	る自動車、同項第10	規定する原動機付自
他の団体をいう。	号に規定する原動機	転車及び同項第十一
	付自転車及び同項第	号の二に規定する自
	1 1 号の 2 に規定す	転車をいう。
	る自転車をいう。	四 飲酒運転 酒気を
	(5) 飲酒運転 酒気を	帯びて車両を運転す
	帯びて自動車等を運	る行為をいう。
	転する行為をいう。	五 事業者 県内で事
		業を営む個人又は法
		人その他の団体をい
		う。
		六 飲食店営業者 営
		業の形態にかかわら
		ず、店舗その他の設備
		(以下「飲食店等」と
		いう。) において酒類
		を提供して飲食させ
		る営業(以下「飲食店
		営業」という。) を行
		う者(当該飲食店等の
		責任者を含む。) をい
		う。
		七 飲食店営業者等
		飲食店営業者及び当
		該飲食店営業に従事
		する者をいう。
		八 酒類販売業者 酒
		税法(昭和二十八年法
		律第六号)第九条第一
		項に規定する販売業

		免許を受けて酒類を
		販売する者をいう。
		九 駐車場所有者等
		駐車場法(昭和三十二
		年法律第百六号)第二
		条第一号に規定する
		路上駐車場及び同条
		第二号に規定する路
		外駐車場(以下「駐車
		場」と総称する。) を
		所有又は管理する者
		をいう。
		十 特定事業者 飲食
		店営業者、酒類販売業
		者及び駐車場所有者
		等をいう。

【県の責務】

*************************************	5 1418	.I. TVIEI	、土畑田	\$5 CO.15
大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(県の責務)	(県の責務)	(県の責務)	(県の責務)	(県の責務)
第三条 県は、飲酒運転根	第三条 県は、飲酒運転の	第3条 県は、飲酒運転を	第3条 県は、交通安全対	第四条 県は、市町村、交
絶に関する知識の普及	根絶に関する総合的な	撲滅するための施策を	策基本法(昭和45年法	通行政に関わる国の機
及び意識の高揚その他	施策を策定し、及び実施	総合的かつ体系的に推	律第110号)第4条の	関又は事業者、医療機
飲酒運転根絶に関する	する責務を有する。	進する責務を有する。	規定に基づき策定し、及	関、教育関係者、特定事
総合的な施策を実施す	2 県は、前項の施策の推		び実施する飲酒運転の	業者の団体その他飲酒
る責務を有する。	進に当たっては市町村		根絶に関する総合的な	運転の撲滅に取り組む
2 県は、前項の施策を推	との連携に努めるとと		施策の推進に当たって	諸団体との連携の下に、
進するため、次の各号の	もに、市町村がその地域		は、市町村との連携に努	飲酒運転の撲滅に向け
事項を定めた基本方針	の実情に応じた飲酒運		めるとともに、市町村が	た施策を総合的に実施
を策定するものとする。	転の根絶に関する施策		その地域の実情に応じ	するとともに、必要な措
一 飲酒運転根絶に関	を実施するために必要		た飲酒運転の根絶に関	置を講じるものとする。
する県民及び事業者	な協力及び支援を行う		する施策を実施するた	2 県は、市町村、特定非
への啓発及び意識の	よう努めるものとする。		めに必要な協力及び支	営利活動法人、地域の住
高揚に関する事項	3 県は、市町村及び県民		援を行うよう努めるも	民団体等による飲酒運
二 飲酒運転を防止す	等と連携して第一項の		のとする。	転撲滅のための取組に
る社会環境の整備に	施策を推進するための			対し、必要に応じ、専門
関する事項	体制を整備するものと			家の派遣、研修の実施、
三 その他飲酒運転根	する。			情報の提供その他の方
絶に関して必要な事				法により協力及び支援
項3 県は、県民及び				を行うものとする。
事業者等と連携して				
施策を推進するため				

の体制を整備すると		
ともに、飲酒運転根絶		
に向けた効果的な活		
動を実施するものと		
する。		
4 県は、市町村に対し		
て、必要に応じて施策へ		
の協力を要請するもの		
とする。		

【市町村の責務・役割】

大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(県の責務)	(県の責務)	(行政の役割)	(県の責務)	(市町村の責務)
第三条 (略)	第三条 (略)	第7条 県は、県民及び	第3条 県は、交通安全	第五条 市町村は、県と
2~3 (略)	2 県は、前項の施策の	事業者の飲酒運転の	対策基本法(昭和45	ともに、住民の生命と
4 県は、市町村に対し	推進に当たっては市	撲滅に向けた主体的	年法律第110号)第	安全の確保について
て、必要に応じて施策	町村との連携に努め	な活動を促進すると	4条の規定に基づき	重大な責務を負うも
への協力を要請する	るとともに、市町村が	ともに、飲酒運転の撲	策定し、及び実施する	のであることを踏ま
ものとする。	その地域の実情に応	滅のための施策の推	飲酒運転の根絶に関	え、自主的に飲酒運転
	じた飲酒運転の根絶	進に当たって、関係団	する総合的な施策の	の撲滅に取り組み、か
	に関する施策を実施	体及び市町村と十分	推進に当たっては、市	つ、県の施策に協力す
	するために必要な協	な連携を図るものと	町村との連携に努め	るよう努めるものと
	力及び支援を行うよ	する。	るとともに、市町村が	する。
	う努めるものとする。	2 市町村は、住民に最	その地域の実情に応	2 市町村は、当該市町
	3 県は、市町村及び県	も身近な地方公共団	じた飲酒運転の根絶	村の住民による飲酒
	民等と連携して第一	体として、家庭や地域	に関する施策を実施	運転撲滅の取組に対
	項の施策を推進する	における飲酒運転の	するために必要な協	し、必要な支援を行う
	ための体制を整備す	撲滅のための取組を	力及び支援を行うよ	よう努めるものとす
	るものとする。	一層促進するととも	う努めるものとする。	る。
		に、当該市町村区域内		
		の実情に応じた飲酒		
		運転の撲滅のための		
		施策を実施するよう		
		努めるものとする。		

【公職者の率先垂範】

沖縄県 山形県 福岡県 (公職にある者の率先垂範) (公職にある者の率先垂範) (率先垂範) 第三条 知事、県議会議員その他福岡県の 第4条 公職にある者(公職選挙法(昭和 第4条 公職にある者(公職選挙法(昭和 25年法律第100号)第3条に規定す 25年法律第100号)第3条に規定す 特別職に属する者及び県職員は、自らの る者をいう。) 及びこれに準ずる者は、 行動を厳しく律し、県民に範を示すべき る者及び地方公務員法(昭和25年法律 自らの行動を厳しく律し、県民に範を示 第261号)第2条に規定する沖縄県職 立場を深く自覚するとともに、飲酒運転 すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をし 員をいう。) は、自らの行動を厳しく律 は絶対しない、させない、許さないとい う固い決意をもって、飲酒運転の撲滅に ない、させない、許さないという強固な し、県民に範を示すべき立場を深く自覚 決意をもって、飲酒運転の撲滅に率先し し、飲酒運転をしない、させない、許さ 率先して取り組むものとする。 2 前項の規定に反し飲酒運転を行った て取り組むものとする。 ないという強固な決意をもって、飲酒運 転の根絶に率先して取り組むものとす 者は、その行為が飲酒運転撲滅に向けた 県民の努力及び本県の名誉を著しく毀 る。 損するものであることを自覚し、本県へ の信頼を回復するよう適切に行動する ものとする。

【県民の責務・役割】

	<u> </u>	1 = 4.00	_	A=
大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(県民の責務)	(県民の責務)	(県民の役割)	(県民の責務)	(県民の責務)
第四条 県民は、県が実施	第四条 県民は、飲酒運転	第5条 県民は、飲酒運転	第5条 県民は、飲酒が自	第七条 車両の運転を行
する飲酒運転根絶に関	の根絶のためには、県民	が運転者の正常な判断	動車等の正常な運転に	う県民は、飲酒が車両の
する施策への協力に努	一人一人の自覚が重要	を誤らせ、重大事故の原	影響を及ぼし、重大な交	正常な運転を妨げ、重大
めるものとする。	であることを認識する	因となるものであるこ	通事故の原因となるこ	な事故の原因となるも
2 県民は、飲酒による危	とともに、その日常生活	とを自覚し、日頃から一	とを自覚し、日頃から一	のであることを自覚し、
険な運転行為を発見し	において、次に掲げる事	人ひとりが飲酒運転を	人一人が飲酒運転をし	日常生活において次の
たときは、警察官への通	項を実践しなければな	しない、させないという	ない、させない、許さな	事項を厳守しなければ
報などの措置を講ずる	らない。	強い意思をもって、家庭	いという強い意志を持	ならない。
よう努めるものとする。	一 飲酒運転をしない	や地域において飲酒運	って、家庭や地域、職場	一 車両を運転する必
	こと。	転の撲滅に自主的に取	の日常生活及び活動に	要があり、又は必要と
	二 飲酒運転をさせな	り組むものとする。	おいて飲酒運転を根絶	なることが見込まれ
	いこと。	2 県民は、県及び市町村	するための取組に努め	るときは、飲酒しない
	三 酒気を帯びた者が	の飲酒運転の撲滅のた	るものとする。	こと。
	運転する自動車等に	めの取組に協力するよ	2 県民は、県又は事業者	二 アルコールが身体
	同乗しないこと。	う努めるものとする。	等若しくは事業者団体	に及ぼす影響につい
	2 県民は、県及び市町村		が実施する飲酒運転の	て正しく理解するよ
	が実施する飲酒運転の		根絶に関する施策又は	うに努め、飲酒したと
	根絶に関する施策に協		取組に協力するよう努	きは、その影響がなく
	力するよう努めるもの		めるものとする。	なるまで、いかなる理
	とする。		3 県民は、飲酒運転をし	由があっても車両を
	3 県民は、飲酒運転をし		ている者又は飲酒運転	運転しないこと。
	ている者又は飲酒運転		をすることになるおそ	三 アルコール依存症
	をしている疑いのある		れのある者に対し、飲酒	であるとき又は常習

者を発見した場合には、	運転をしないよう声か	飲酒、大量飲酒等の不
その旨を警察官に通報	けをするなど状況に応	適切な飲酒行動(以下
する等状況に応じた適	じた適切な対応を講ず	「問題飲酒行動」とい
切な措置を講ずるよう	るよう努めるものとす	う。) があるときは、
努めるものとする。	る。	飲酒運転を防止する
		ため、治療又は問題飲
		酒行動の是正に努め
		ること。
		2 県民は、飲酒運転はし
		ない、させない、許さな
		いことが県民共通の願
		いであり、責務であるこ
		とを自覚し、家族又は知
		人が飲酒運転を行うお
		それがあると認めたと
		きは、これを阻止するた
		め、声かけ、確認、注意
		等、所要の措置を講じる
		よう努めるものとする。
		3 県民は、家族又は知人
		が飲酒運転を現に行お
		うとし、又は行ったとき
		は、事故を防止するた
		め、警察官に通報又は相
		談するよう努めるもの
		とする。

【事業者の責務・役割】

【事業日の貝切 「反刮】				
大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(事業者の責務)	(事業者等及び事業者	(事業者の役割)	(事業者等及び事業者	(事業者の責務等)
第五条 事業者は、事業	団体の責務)	第6条 事業者は、日頃	団体の責務)	第十六条 事業者は、県
に使用する自動車等	第五条 事業者等及び	から飲酒運転をしな	第6条 事業者等及び	の機関に準じて第十
の運行に当たり、飲酒	事業者団体は、その事	い、させない、許さな	事業者団体は、その事	三条に定める措置を
運転根絶に関し必要	業の用に供する自動	いことを徹底し、従業	業の用に供する自動	講じるよう努めると
な措置を講ずるとと	車等の運行に当たり、	員等に対し、飲酒運転	車等の運行に当たり、	ともに、県及び市町村
もに、安全運行の確保	運転者が酒気を帯び	の撲滅のための教育、	運転者が酒気を帯び	が実施する飲酒運転
に努めるものとする。	ていないことを確認	指導その他必要な措	ていないことを確認	撲滅のための取組に
2 事業者は、従業員に	する等飲酒運転を防	置を講ずるよう努め	するなど飲酒運転を	協力するよう努める
対し、飲酒運転防止の	止するために必要な	るものとする。	防止するために必要	ものとする。
ための教育及び指導	措置を講ずるよう努	2 事業者は、県及び市	な措置を講ずるよう	2 公安委員会は、違反
を行うとともに、その	めるものとする。	町村の飲酒運転の撲	努めるものとする。	者の飲酒運転が通勤
他の必要な措置を講	2 事業者等及び事業	滅のための取組に協	2 事業者等及び事業	又は通学の途上であ
ずるものとする。	者団体は、その従業員	力するよう努めるも	者団体は、その従業員	ったときは、違反者の
3 酒類を提供する飲	に対し、飲酒運転の根	のとする。	に対し、飲酒運転の根	通勤先又は通学先で
食店を営む者及び酒	絶に関する教育、指導		絶に関する教育、指導	ある事業者にその旨
類の製造又は販売を	その他必要な措置を		その他必要な措置を	を通知することがで
業とする者は、店内に	講ずるよう努めるも		講ずるよう努めるも	きる。
飲酒運転の防止を呼	のとする。		のとする。	3 前項の通知を受け

びかける文書を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 事業者団体は、その 団体を構成する事業 者等に対し、飲酒運転 の根絶に関する啓発 その他必要な措置を 講ずるよう努めるも のとする。
- 4 事業者等及び事業 者団体は、県及び市町 村が実施する飲酒運 転の根絶に関する施 策に協力するよう努 めるものとする。

- 3 事業者団体は、その 団体を構成する事業 者等に対し、飲酒運転 の根絶に関する啓発 その他必要な措置を 講ずるよう努めるも のとする。
- 4 事業者等及び事業 者団体は、県が実施す る飲酒運転の根絶に 関する施策又は取組 に協力するよう努め るものとする。

た事業者は、当該違反 者が再び飲酒運転を することがないよう、 第十三条に定める措 置に準じた措置を講 じなければならない。

【飲食店業者の責務】

大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(事業者の責務)	(飲食店営業者等の責	(特定の事業者の努力	(飲食店営業者等の責	(飲食店営業者等の責
第五条 (略)	務)	義務)	務)	務)
2 (略)	第六条 飲食店営業者等	第9条 (略)	第7条 飲食店営業者等	第十八条 飲食店営業者
3 酒類を提供する飲食	(営業の形態にかかわ	2 酒類を提供する飲食	(営業の形態にかかわ	は、県、市町村等が提供
店を営む者及び酒類の	らず、設備を設け酒類を	店を営む者、酒類販売業	らず、設備を設け酒類を	する飲酒運転撲滅に関
製造又は販売を業とす	提供して飲食させる営	者その他の酒類を取り	提供して飲食させる営	する立て看板、ステッカ
る者は、店内に飲酒運転	業を行う者及びその業	扱う者及び駐車場法(昭	業を行う者及びその業	ー、ポスター等(以下「 啓
の防止を呼びかける文	務に従事する者をいう。	和 3 2 年法律第 1 0 6	務に従事する者をいう。	発文書」という。) を各
書を掲示する等飲酒運	以下同じ。) は、飲酒運	号)第2条第2号に規定	以下同じ。) は、県又は	飲食店等の来店者によ
転を防止するために必	転をすることとなるお	する路外駐車場で有料	事業者等若しくは事業	く見える場所に掲示す
要な措置を講ずるよう	それがある者に対し、酒	のものを所有し、又は管	者団体が実施する飲酒	るとともに、当該飲食店
努めるものとする。	類を提供してはならな	理する者は、利用者に見	運転の根絶に関する施	等では車両を運転する
	ι 1 ₀	えやすい場所に飲酒運	策又は取組に協力する	者には酒類を提供しな
	2 飲食店営業者等は、酒	転の撲滅を呼びかける	よう努めるものとする。	い旨を全ての来店者に
	気を帯びた客が自動車	文書等を掲示する等、飲	2 飲食店営業者等は、酒	見える方法で表示する
	等を運転することとな	酒運転の撲滅のために	気を帯びた客が自動車	よう努めるものとする。
	るおそれがあるときは、	必要な措置を講ずるよ	等を運転することにな	2 駐車場を設置する飲
	これを防止するために	う努めるものとする。	るおそれがあるときは、	食店等において、飲食店
	必要な措置を講じなけ	3 (略)	飲酒運転をしないよう	営業者等は、車両利用の
	ればならない。		声かけをするなど状況	来店者の飲酒運転を防
	3 飲食店営業者等は、客		に応じた適切な対応を	止するため、次の各号に
	の見やすい場所に飲食		講ずるよう努めるもの	規定する措置を講じる
	運転の防止を呼びかけ		とする。	よう努めるものとする。
	る文書等を掲示する等		3 飲食店営業者等は、客	一 酒類の提供を求め

飲食運転を防止するた		の見やすい場所に飲酒	る来店者に車両利用
めに必要な措置を講ず		運転の防止を呼びかけ	の有無を確認するこ
るよう努めなければな		る文書等を掲示するな	と。
らない。		ど飲酒運転を防止する	二 前号の来店者が車
		ために必要な措置を講	両利用であったとき
		ずるよう努めるものと	は、次の例により対応
		する。	すること。
			イ 来店者が単独の場
			合には運転代行の利
			用その他帰宅の方法
			の申告を求め、申告
			がないときは酒類を
			提供しないこと。
			ロ 来店者が複数人の
			場合には帰宅時の運
			転者の申告を求め、
			申告がないときは全
			員に対し、申告され
			たときは申告された
			当該運転者に対して
			酒類を提供しないこ
			خ _ە
			三 飲酒した来店者が
			退店するときは、前号
			の措置で申告された
			方法が履行されるこ
1	1		

1	1	
		との確認、自動車運転
		代行業の業務の適正
		化に関する法律(平成
		十三年法律第五十七
		号)第二条第二項に規
		定する自動車運転代
		行業者 (以下「運転代
		行業者」という。)の
		紹介等の方法により、
		飲酒した来店者が車
		両を運転することを
		防止すること。
		四 設置した駐車場に
		ついては、第二十三条
		の規定の例により管
		理すること。

【酒類販売者の責務】

大分県	山形県	福岡県	
(事業者の責務)	(特定の事業者の努力義務)	(酒類販売業者等の責務)	
第五条 (略)	第9条 (略)	第二十二条 酒類販売業者及びその店舗	
2 (略)	2 酒類を提供する飲食店を営む者、酒類	等の責任者は、来店者又は利用者によく	
3 酒類を提供する飲食店を営む者及び	販売業者その他の酒類を取り扱う者及	見える場所に啓発文書を掲示するよう	
酒類の製造又は販売を業とする者は、店	び駐車場法(昭和32年法律第106	努めるものとする。	
内に飲酒運転の防止を呼びかける文書	号)第2条第2号に規定する路外駐車場		
を掲示する等飲酒運転を防止するため	で有料のものを所有し、又は管理する者		
に必要な措置を講ずるよう努めるもの	は、利用者に見えやすい場所に飲酒運転		
とする。	の撲滅を呼びかける文書等を掲示する		
	等、飲酒運転の撲滅のために必要な措置		
	を講ずるよう努めるものとする。		
	3 (略)		

【駐車場所有者の責務】

宮城県 山形県		沖縄県	福岡県
(駐車場所有者等の責務)	(特定の事業者の努力義務)	(駐車場所有者等の責務)	(駐車場所有者等の責務)
第七条 駐車場(駐車場法(昭	第9条 (略)	第8条 駐車場(駐車場法(昭	第二十三条 駐車場所有者等
和三十二年法律第百六号)第	2 酒類を提供する飲食店を	和32年法律第106号)第	は、全ての利用者からよく見
二条第一号に規定する路上	営む者、酒類販売業者その他	2条第1号に規定する路上	える場所に啓発文書を掲示
駐車場及び同条第二号に規	の酒類を取り扱う者及び駐	駐車場及び同条第2号に規	するよう努めるものとする。
定する路外駐車場をいう。以	車場法(昭和32年法律第1	定する路外駐車場をいう。以	2 車両の出入りを管理する
下同じ。) を所有し、又は管	06号)第2条第2号に規定	下同じ。) を所有し、及び管	従業員を置く駐車場の駐車
理する者は、駐車場の利用者	する路外駐車場で有料のも	理する者は、駐車場の利用者	場所有者等は、当該従業員
の見やすい場所に飲酒運転	のを所有し、又は管理する者	の見やすい場所に飲酒運転	に、飲酒の疑いがある利用者
の防止を呼びかける文書等	は、利用者に見えやすい場所	の防止を呼びかける文書等	には飲酒の有無を確認し、飲
を掲示する等飲酒運転を防	に飲酒運転の撲滅を呼びか	を掲示するなど飲酒運転を	酒していることが明らかな
止するために必要な措置を	ける文書等を掲示する等、飲	防止するために必要な措置	利用者には運転代行業者の
講ずるよう努めるものとす	酒運転の撲滅のために必要	を講ずるよう努めるものと	利用を勧めるなど、利用者の
る。	な措置を講ずるよう努める	する。	飲酒運転を阻止するため、所
	ものとする。		要の措置を講じるよう努め
	3 (略)		させるものとする。

【運送事業者の責務】

山形県	福岡県		
(特定の事業者の努力義務)	(通報義務)		
第9条 (略)	第二十四条 特定事業者及びその業務に従事する者並びにタク		
2 (略)	シー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第		
3 タクシー事業者、自動車運転代行業者その他の飲酒運転を防	二条第四項に規定するタクシー事業者又は運転代行業者が行		
止する手段となり得る事業を営む者は、飲酒運転の撲滅に向	う業務に従事する者は、来店者、利用者等が飲酒運転をするお		
け、自らの事業の活用促進のための広報活動の充実などに努め	それがあると認めるときは、これを制止し、飲酒運転を現認し		
るものとする。	たときは警察官に通報しなければならない。		

【基本方針】

大分県	宮城県	沖縄県	福岡県
(県の責務)	(基本方針)	(基本方針)	(飲酒運転撲滅連絡会議の設置等)
第三条 (略)	第八条 県は、第三条第一項の飲	第9条 県は、第3条の飲酒運転	第二十六条 (略)
2 県は、前項の施策を推進する	酒運転の根絶に関する総合的	の根絶に関する総合的な施策	2 連絡会議は、飲酒運転撲滅推進
ため、次の各号の事項を定めた	な施策を推進するための基本	を推進するための基本方針(以	総合計画を策定し、その実施に関
基本方針を策定するものとす	方針(以下「基本方針」という。)	下「基本方針」という。) を策	し必要な協議及び調整を行うも
る。	を策定するものとする。	定するものとする。	のとする。
一 飲酒運転根絶に関する県	2 基本方針には、次の各号に掲	2 県は、基本方針を策定し、又	3~4 (略)
民及び事業者への啓発及び	げる事項を定めるものとする。	は変更したときは、これを公表	(飲酒運転撲滅推進総合計画)
意識の高揚に関する事項	一 飲酒運転の根絶に関する	しなければならない。	第二十七条 前条第二項に規定す
二 飲酒運転を防止する社会	知識の普及及び意識の高揚		る飲酒運転撲滅推進総合計画に
環境の整備に関する事項	に関する事項		は、この条例に別に定めるものの
三 その他飲酒運転根絶に関	二 第十五条第一項に規定す		ほか、次の各号に掲げる事項を定
して必要な事項	る飲酒運転根絶重点区域の		めるものとする。
3~4 (略)	指定及び同条第五項に規定		ー 連絡会議の構成及び連携体
	する活動の実施に関する事		制に関する事項
	項		二 対策医療センター等に関す
	三 その他飲酒運転の根絶に		る事項
	関して必要な事項		三 第九条第一項の規定による
	3 県は、基本方針を策定し、又		治療に関するプログラム、飲酒
	は変更したときは、これを公表		行動是正プログラム、啓発プロ
	しなければならない。		グラムその他飲酒運転撲滅に
			関する知識の普及、教育、啓発
			等に関する事項
			四 その他飲酒運転の撲滅に関
			する事項
			2 (略)

【知識の普及】

【和畝の首次】				
大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(県の責務)	(飲酒運転の根絶に関	(情報の提供等)	(飲酒運転の根絶に関	(飲酒運転撲滅推進総
第三条 県は、飲酒運転	する知識の普及等)	第8条 県は、飲酒運転	する知識の普及等)	合計画)
根絶に関する知識の	第九条 県は、飲酒運転	の検挙者数及び事故	第10条 県は、基本方	第二十七条 前条第二
普及及び意識の高揚	の根絶に関する知識	件数、県民及び事業者	針に基づき、飲酒運転	項に規定する飲酒運
その他飲酒運転根絶	の普及及び県民等の	の取組の状況その他	の根絶に関する知識	転撲滅推進総合計画
に関する総合的な施	意識の高揚を図るた	の飲酒運転の撲滅の	の普及及び県民等の	には、この条例に別に
策を実施する責務を	め、飲酒運転の根絶に	ための情報を積極的	意識の高揚を図るた	定めるもののほか、次
有する。	関する教育の推進、広	に提供するとともに、	め、飲酒運転の根絶に	の各号に掲げる事項
2~4 (略)	報活動の充実その他	県民及び事業者が自	関する教育の推進、広	を定めるものとする。
	必要な措置を講ずる	覚を持って飲酒運転	報活動の充実その他	一~二 (略)
	ものとする。	の撲滅に取り組める	必要な措置を講ずる	三の第九条第一項の規
		よう、飲酒運転の撲滅	ものとする。	定による治療に関す
		のための普及啓発活		るプログラム、飲酒
		動その他必要な措置		行動是正プログラ
		を講ずるものとする。		ム、啓発プログラム
				その他飲酒運転撲滅
				に関する知識の普
				及、教育、啓発等に
				関する事項
				四 (略)
				2 (略)

【再発防止のための措置】

宮城県	山形県	沖縄県
(飲酒運転の再発防止のための指導等)	(再発防止)	(飲酒運転の再発防止のための指導等)
第十条 県は、飲酒運転をした者に対し、	第10条 県は、飲酒運転の再発防止のた	第11条 沖縄県公安委員会(以下「公安
飲酒運転の再発防止のための指導、教育	めの指導、教育その他必要な措置を講ず	委員会」という。) は、基本方針に基づ
その他必要な措置を講ずるものとする。	るものとする。	き、飲酒運転の再発防止のため、飲酒運
2 県は、飲酒運転をした者の家族等から		転をした者に対し、指導、教育、指導書
の相談に対して、飲酒運転の再発防止のた		の交付その他必要な措置を講ずるもの
めの助言その他必要な措置を講ずるもの		とする。
とする。		2 公安委員会は、基本方針に基づき、飲
		酒運転をした者が酒類を提供する飲食
		店で飲酒後の飲酒運転であったことが
		判明した場合には、飲酒運転をした者が
		再度飲酒運転を行わないようにするた
		め、当該酒類を提供した飲食店営業者等
		に対して、指導書の交付その他必要な指
		導を行うものとする。
		3 (略)

【相談、支援】

大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(飲酒運転の防止に関	(被害者等に対する相	(被害者等の支援体	(飲酒運転の再発防止	(被害者等の支援等)
する相談等)	談支援体制の充実)	制)	のための措置)	第三十四条 県は、飲酒
第六条 県は、飲酒運転	第十四条 県は、飲酒運	第11条 県は、飲酒運	第12条 県は、基本方	運転による交通事故
の防止に関する相談	転による交通事故の	転による交通事故の	針に基づき、飲酒運転	の被害者及びその家
及び飲酒運転に起因	被害者、その家族等か	被害者、その家族等か	をした者及びその家	族等(以下「被害者等」
する交通事故の被害	らの相談に適切に対	らの相談に応じるな	族等からの相談に対	という。) からの相談
者等の相談に適切に	応するため、相談支援	ど適切に対応するも	して、飲酒運転の再発	に適切に対応するた
対応するとともに、必	体制の充実を図るも	のとする。	防止のための助言そ	め、窓口の設置その他
要な措置を講ずるも	のとする。	2 県は、飲酒運転によ	の他必要な措置を講	の支援体制を整備す
のとする。		る交通事故の被害者、	ずるものとする。	るものとする。
		その家族等に対して		2 (略)
		援助を行う団体の活		
		動が促進されるよう、		
		情報の提供等に十分		
		配慮するものとする。		

【情報提供】

【情報提供】				
大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(情報提供)	(情報提供)	(情報の提供等)	(情報提供)	(県の責務)
第七条 県及び公安委員	第十一条 公安委員会は、	第8条 県は、飲酒運転の	第13条 公安委員会は、	第四条 (略)
会は、県民及び事業者等	飲酒運転の根絶のため	検挙者数及び事故件数、	基本方針に基づき、飲酒	2 県は、市町村、特定非
に対し、飲酒運転防止に	の市町村の施策及び事	県民及び事業者の取組	運転の根絶のための市	営利活動法人、地域の住
関する情報の提供を行	業者等又は事業者団体	の状況その他の飲酒運	町村の施策及び事業者	民団体等による飲酒運
うものとする。	の活動を促進するため、	転の撲滅のための情報	等又は事業者団体によ	転撲滅のための取組に
	市町村長及び事業者等	を積極的に提供すると	る自主的な活動を促進	対し、必要に応じ、専門
	又は事業者団体に対し	ともに、県民及び事業者	するため、次の各号に掲	家の派遣、研修の実施、
	て、次の各号に掲げる情	が自覚を持って飲酒運	げる飲酒運転に関する	情報の提供その他の方
	報(特定の個人が識別さ	転の撲滅に取り組める	情報を市町村の区域別	法により協力及び支援
	れる情報を除く。) を提	よう、飲酒運転の撲滅の	に作成し、インターネッ	を行うものとする。
	供することができる。	ための普及啓発活動そ	トの利用その他の適切	(知事及び公安委員会
	一 市町村長に対して	の他必要な措置を講ず	な方法により、公表する	の相互協力)
	は、法第百十七条の二	るものとする。	ことができる。	第十一条 公安委員会は、
	第一号又は第百十七	(被害者等の支援体制)	(1) 飲酒運転による交	知事が第八条から前条
	条の二の二第一号に	第11条 (略)	通事故の発生件数(3か	までの規定に基づく事
	該当した住民の一定	2 県は、飲酒運転による	月ごとの発生件数をい	務を遂行する上で必要
	区域ごとの数その他	交通事故の被害者、その	う。)	となる違反者情報の提
	飲酒運転根絶のため	家族等に対して援助を	(2) 飲酒運転違反者の	供その他の協力を行う
	の施策の実施に必要	行う団体の活動が促進	人数(3か月ごとの違反	ものとし、知事は、当該
	な情報	されるよう、情報の提供	者数をいう。)	事務の遂行状況に関す
	二 事業者等に対して	等に十分配慮するもの	2 公安委員会は、前項の	る情報を公安委員会に
	は、勤務時間中である	とする。	規定により公表した情	提供するものとする。
	か否かにかかわらず		報に関し、市町村又は事	2 前項に規定するもの
	法第百十七条の二第		業者等若しくは事業者	のほか、知事及び公安委
	一号又は第百十七条		団体から、提供するよう	員会は、この条例の規定
	の二の二第一号に該		求めがあったときは、前	に基づく措置の実施に

当した従業員の数

- 三 事業者団体に対し ては、当該事業者団体 を構成する事業者等 の従業員であって、勤 務時間中であるか否 かにかかわらず法第 百十七条の二第一号 又は第百十七条の二 の二第一号に該当し たものの総数
- 2 前項の規定による情 報の提供における具体 的な区域、時期及び方法 については、公安委員会 規則で定める。

項各号に掲げる情報を これらのものに提供す ることができる。

(取組状況の公表)

第16条 県は、基本方針 第十六条 (略) に基づき、飲酒運転の根 2 公安委員会は、違反者 絶に関する施策の取組 状況、効果等について、 インターネットの利用 その他の方法により公 表するものとする。

関し緊密な連携を保ち、 相互に協力するものと する。

(事業者の責務等)

- の飲酒運転が通勤又は 通学の途上であったと きは、違反者の通勤先又 は通学先である事業者 にその旨を通知するこ とができる。
- 3 (略)

(飲酒運転撲滅宣言企 業)

第十七条 (略)

2~3 (略)

4 知事は、県が発注する 請負、委託、物品の納入 又は役務の提供に関す る契約の相手方で、その 業務上車両を利用する 者に対し、前三項の規定 の趣旨を説明するとと もに、飲酒運転撲滅推進 計画の策定に関し必要 な情報の提供等に努め るものとする。

(情報提供)

第三十条 公安委員会は、

	1	
		連絡会議の構成員の求
		めに応じ、飲酒運転の検
		挙者数、事故件数及びこ
		れらの地域又は職域ご
		との内訳等、飲酒運転撲
		滅のための施策に関し
		必要な情報を積極的に
		提供するよう努めるも
		のとする。
		(被害者等の支援等)
		第三十四条 (略)
		2 県は、飲酒運転の撲滅
		のための取組及び措置
		に被害者等が参加でき
		るよう配慮するととも
		に、被害者等に対して支
		援を行う団体の活動が
		促進されるよう、必要な
		情報の提供に努めるも
		のとする。

【体制整備】

大分県	宮城県	沖縄県	福岡県
(県の責務)	(県の責務)	(体制の整備)	(飲酒運転撲滅推進総合計
第三条 (略)	第三条 (略)	第15条 県は、基本方針に基	画)
2 (略)	2 (略)	づき、飲酒運転の根絶につい	第二十七条 前条第二項に規
3 県は、県民及び事業者等と	3 県は、市町村及び県民等と	て県民等の関心と理解を深	定する飲酒運転撲滅推進総
連携して施策を推進するた	連携して第一項の施策を推	める活動を推進するための	合計画には、この条例に別に
めの体制を整備するととも	進するための体制を整備す	体制を整備するものとする。	定めるもののほか、次の各号
に、飲酒運転根絶に向けた効	るものとする。		に掲げる事項を定めるもの
果的な活動を実施するもの			とする。
とする。			ー 連絡会議の構成及び連携
4 (略)			体制に関する事項
			二~四 (略)
			2 (略)

【運動の日】

「連動の日」			
大分県	宮城県	山形県	福岡県
(飲酒運転根絶県民運動の	(飲酒運転根絶の日等)	(飲酒運転の根絶運動の日)	(飲酒運転撲滅の日及び撲滅
日)	第十二条 県民等が飲酒運転	第14条 県は、基本方針に基	週間)
第八条 飲酒運転根絶県民運	の根絶について関心と理解	づき、飲酒運転の根絶運動の	第三十三条 県は、飲酒運転撲
動の日は、毎月二十日とし、	を深めるとともに、飲酒運転	日を毎月1日と定め、県民等	滅運動の推進について県民
県は、市町村、県民及び事業	の根絶に関する活動を促進	と連携し、飲酒運転の根絶の	の関心と理解を深めるため
者等と連携し、飲酒運転根絶	するため、飲酒運転根絶の日	ための必要な施策を推進す	に飲酒運転撲滅の日及び撲
を図るために必要な施策を	及び飲酒運転根絶運動の日	るものとする。	滅週間を設け、飲酒運転撲滅
推進するものとする。	を設ける。		推進総合計画に定めるとこ
	2 飲酒運転根絶の日は、五月		ろにより、その趣旨にふさわ
	二十二日とし、県、市町村及		しい取組を実施するものと
	び県民等が一体となって、飲		する。
	酒運転の根絶についての関		
	心と理解を深める取組を行		
	うものとする。		
	3 飲酒運転根絶運動の日は、		
	毎月二十二日とし、県、市町		
	村及び県民等が一体となっ		
	て、飲酒運転の根絶のための		
	取組を行うものとする。		

【表彰】

大分県	宮城県	沖縄県
(表彰)	(表彰)	(表彰)
第九条 県は、飲酒運転根絶の取組に関し	第十六条 知事は、飲酒運転の根絶に関し	第三十二条 知事は、飲酒運転撲滅活動に
顕著な功労があったものを表彰するも	て特に功績があると認められる県民等	関して特に優れた取組を行い、又は特に
のとする。	に対し、表彰を行うことができる。	顕著な功績があったものを表彰するこ
		とができる。

【委任規定】

大分県	宮城県	沖縄県	福岡県
(委任)	(委任)	(委任)	(規則への委任)
第十条 この条例に定めるも	第十七条 この条例に定める	第17条 この条例に定める	第三十六条 この条例に定め
ののほか、この条例の施行に	もののほか、この条例の施行に	もののほか、この条例の施行	るもののほか、この条例の施
関し必要な事項は、規則で定	関し必要な事項は、公安委員会	に関し必要な事項は、知事及	行に関し必要な事項は、知
める。	規則で定める。	び公安委員会規則で定める。	事、公安委員会又は教育委員
			会の規則で定める。

【文書等の掲示】

【又書寺の拘示】				
大分県	宮城県	山形県	沖縄県	福岡県
(事業者の責務)	(飲食店営業者等の責	(特定の事業者の努力	(飲食店営業者等の責	(飲食店営業者等の責
第五条 (略)。	務)	義務)	務)	務)
2 (略)	第六条 (略)	第9条 (略)	第7条 (略)	第十八条 飲食店営業
3 酒類を提供する飲	2 (略)	2 酒類を提供する飲	2 (略)	者は、県、市町村等が
食店を営む者及び酒	3 飲食店営業者等は、	食店を営む者、酒類販	3 飲食店営業者等は、	提供する飲酒運転撲
類の製造又は販売を	客の見やすい場所に	売業者その他の酒類	客の見やすい場所に	滅に関する立て看板、
業とする者は、店内に	飲食運転の防止を呼	を取り扱う者及び駐	飲酒運転の防止を呼	ステッカー、ポスター
飲酒運転の防止を呼	びかける文書等を掲	車場法(昭和32年法	びかける文書等を掲	等(以下「啓発文書」
びかける文書を掲示	示する等飲食運転を	律第106号)第2条	示するなど飲酒運転	という。) を各飲食店
する等飲酒運転を防	防止するために必要	第2号に規定する路	を防止するために必	等の来店者によく見
止するために必要な	な措置を講ずるよう	外駐車場で有料のも	要な措置を講ずるよ	える場所に掲示する
措置を講ずるよう努	努めなければならな	のを所有し、又は管理	う努めるものとする。	とともに、当該飲食店
めるものとする。	l I _o	する者は、利用者に見	(駐車場所有者等の責	等では車両を運転す
	(駐車場所有者等の責	えやすい場所に飲酒	務)	る者には酒類を提供
	務)	運転の撲滅を呼びか	第8条 駐車場(駐車場	しない旨を全ての来
	第七条 駐車場(駐車場	ける文書等を掲示す	法(昭和32年法律第	店者に見える方法で
	法(昭和三十二年法律	る等、飲酒運転の撲滅	106号)第2条第1	表示するよう努める
	第百六号)第二条第一	のために必要な措置	号に規定する路上駐	ものとする。
	号に規定する路上駐	を講ずるよう努める	車場及び同条第2号	2~3 (略)

車場及び同条第二号	ものとする。	に規定する路外駐車	(酒類販売業者等の責
に規定する路外駐車	3 (略)	場をいう。以下同じ。)	務)
場をいう。以下同じ。)		を所有し、及び管理す	第二十二条 酒類販売
を所有し、又は管理す		る者は、駐車場の利用	業者及びその店舗等
る者は、駐車場の利用		者の見やすい場所に	の責任者は、来店者又
者の見やすい場所に		飲酒運転の防止を呼	は利用者によく見え
飲酒運転の防止を呼		びかける文書等を掲	る場所に啓発文書を
びかける文書等を掲		示するなど飲酒運転	掲示するよう努める
示する等飲酒運転を		を防止するために必	ものとする。
防止するために必要		要な措置を講ずるよ	(駐車場所有者等の責
な措置を講ずるよう		う努めるものとする。	務)
努めるものとする。			第二十三条 駐車場所
			有者等は、全ての利用
			者からよく見える場
			所に啓発文書を掲示
			するよう努めるもの
			とする。
			2 (略)

各国の飲酒運転に関する状況

各国の罰則対象となるアルコール量

国	呼気	血液
日本	0.15mg/l	0.3mg/ml
スウェーデン	0.1mg/l	0.2mg/ml
フランス	0.25mg/l	0.5mg/ml
ドイツ	0.25mg/l	0.5mg/ml
スペイン	0.25mg/l	0.5mg/ml
イタリア		0.5mg/ml
デンマーク		0.5mg/ml
イギリス	0.35mg/l	0.8mg/ml
アメリカ (ワシントンDC)	0.38mg/l	0.8mg/ml
ニュージーランド	0.4mg/l	0.8mg/ml
オーストリア	0.8mg/l	1.6mg/ml

参照:飲酒運転の防止等に対する取組の現状と課題

警察庁交通局(平成 15年 11月調査)

各国の現状

国名	現状
アメリカ	米国において、飲酒運転規制値は血中アルコール濃度(BAC:単位を%とした場合)で、
	乗用車 0.08%、商用車 0.04%、21 歳以下 0.0%となっている。なお、罰則が強化される
	濃度は州によって異なる。
	2007 年の 41,059 の交通事故死者数のうち、飲酒運転による死亡者数は 15,387 人。
	うち、BAC0.08%以上であった交通事故による交通事故死亡者数は12,998 人であった。
オーストラ	豪州において、飲酒運転規制値は、血中アルコール濃度(BAC:単位を%とした場合)
リア	で、乗用車 0.05%、商用車 0.02%、となっている。
	2005 年の交通事故死者数は 1,590 人であったが、飲酒運転死亡者数については、国
	全体としての統計は存在していない。
	ヴィクトリア州においては、2004年の交通死亡事故件数312件のうち、交通事故に
	関わった者のいずれかが飲酒をしていた死亡事故の件数は65 件であった。
	ニュー・サウス・ウェールズ州においては、2004年の交通死亡事故件数 458件のう
	ち、アルコールが関係する事故は、78 件であり、不明であるのが 58 件であった。
	西オーストラリア州においては、2004年の交通死亡事故件数 159 件のうち、運転手
	から基準値(0.05%)を超えるアルコールが検出された死亡事故の件数は 32 件であっ _{*-}
ノギリフ	た。
 イギリス 	英国において、飲酒運転規制値は血中アルコール濃度(BAC:単位を%とした場合)で、 0.08%となっている。
	0.08%となりでいる。 2007 年の 2,946 人の交通事故死者数のうち、飲酒運転による死亡者数は 460 人で
	あった。
フランス	フランスにおいて、飲酒運転規制値は血中アルコール濃度(BAC:単位を%とした場
	合)で 0.05% (バスを除く。)となっている。バスに対する規制値は 0.02%である。 なお、
	0.08%を超えると、罰則が強化される。
	2006 年の交通事故死者数は 4,709 人であった。なお、ここ数年の死亡者数の 30-35%
	が飲酒運転によるものとされる。
ドイツ	ドイツにおいて、飲酒運転規制値は血中アルコール濃度(BAC:単位を%とした場合)
	で、0.05%となっている。
	2007年の 5,076 人の交通事故死者数のうち、飲酒運転による死亡者数は 599 人であ
	った。
スウェーデ	スウェーデンにおいて、飲酒運転規定値は血中アルコール濃度(BAC:単位を%と
ン	した場合)で、0.02%となっている。
	2004 年の 480 人の交通事故死者数のうち、飲酒による交通事故死者数は全交通事故
	死者数の約25~30%となっている。
	他の国よりも、基準値が低いこと、街頭検査が多いことが特徴として挙げられる。

血中アルコール濃度 (BAC: Blood Alcohol Concentration)

血液中におけるアルコールが含まれる重量濃度のことをいい、諸外国における飲酒運転規制の基準としてもちいられている。単位は、(%)、(mg/ml=‰)等が用いられている。なお、我が国で用いられている呼気中アルコール濃度 (BrAC: Breath Alcohol Concentration) は、2000 倍異なり、例えば、呼気中アルコール濃度が 0.15mg/l であるとした場合、対応する血中アルコール濃度は 0.03%又は 0.3mg/ml とされる。

参照: 平成21年度常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究報告書内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 財団法人日本自動車研究所

三重県飲酒運転防止に関する条例検討会の経過及び予定表(案)

(・3月下旬採決・月2回ペース・パブリックコメント1ヶ月を想定)

	(*3月下町抹次 *月2回ハース *ハフリックコメンド・1ヶ月 を忠定										SIAL)
	10月	11 月		12月		1月		2月		3月	
	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回		8 回	9 回	
正副座長選出	10/24										
他県の条例検討		11/14									
執行部からの現状に関する説明		11/14									
条例の大枠の設定(1)			-								
条例の具体的内容の検討			-								
素案の作成											
素案に対する執行部からの意見聴取											
中間案に対するパブリックコメント								-			
検討会案の確定											
提出及び採決等(2)											>

1 例:理念条例、必須とする内容、重きを置くポイント、罰則の可否等

2 全員協議会 最終条例案確定(9回) 議長(事務局)へ提出 = 議会へ提出 代表者会議・議会運営委員会での説明 上程・提案説明 原則として委員会へ付託 委員会で補充説明・質疑・採決 本会議で採決